

みえ県民カビジョン  
第三次行動計画  
(仮称)  
《最終案》

別冊資料編

数値目標一覧

令和元年 11 月  
三 重 県



## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 1. 施策の数値目標.....                          | 1  |
| Ⅰ. 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～ .....      | 1  |
| Ⅱ. 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～ .....        | 17 |
| Ⅲ. 「拓(ひら)く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～ ..... | 31 |
| 2. 「地方創生の実現に向けて」の数値目標.....               | 43 |
| 3. 行政運営の取組の数値目標 .....                    | 45 |
| Ⅰ. 行政運営 ～施策の推進を支えるために～ .....             | 45 |
| Ⅱ. 行政委員会 ～民主的かつ公正中立な行政運営～ .....          | 49 |



## 1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「主指標」と、施策を適切に評価する際に、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標である「副指標」の一覧です。

### 1 守る ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                        | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】    | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|-----------------------------|---|--|-----------------|--------------|
| 111  | 主指標 | 継続      | 率先して防災活動に参加する県民の割合          | 自助・共助の推進には、率先して防災活動する県民の割合が増えることが必要であることから選定しました。                               | 東日本大震災以降で最高値となった数値（平成25年度実績値 57.5%）を上回ることをめざし、自ら主体的に防災活動に参加する県民の割合を毎年約2.5%高め、令和5年度に60%以上とすることを目標に設定しました。 | 47.7%<br>(30年度) | 60.0%        |
| 111  | 副指標 | 新規      | 地区防災計画等を作成している市町数           | 各地域の防災力を高めるためには、地区防災計画等の策定に地域や市町が連携して取り組む必要があることから選定しました。                       | 全ての市町において地区防災計画等を作成していることを目標に設定しました。   | 4市町<br>(30年度)   | 29市町         |
| 111  | 副指標 | 継続      | 「防災みえ.jp」から防災手帳の割合          | 気象や災害に関する情報を総合的に提供するホームページを利用する人の割合が高まること、災害時に県民の迅速な対応につながることから選定しました。          | 「防災みえ.jp」の周知や内容の充実を図り、現状値（25.4%）の約4人に1人から、少なくとも3人に1人が気象や災害に関する情報を「防災みえ.jp」から入手する状態となることを目標に設定しました。       | 25.4%<br>(30年度) | 33.3%        |
| 111  | 副指標 | 新規      | 大雨等の際にとる避難行動をする県民の割合        | 大雨・洪水の際に自ら命を守るためには、避難行動をとる県民の割合が増えることが必要であることから設定しました。                          | ※防災に関する県民意識調査の集計が1月中旬になるため、それを踏まえて目標値を設定   | (調査中)           | (検討中)        |
| 111  | 副指標 | 継続      | 家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 | 災害時に子どもたちの命を守るとともに、支援者の立場で地域の一員として行動できるようにするためには、家庭・地域と連携した取組が重要であることから、選定しました。 | 全ての学校で家庭や地域と連携した防災教育を実施していること（100%）を目標としました。   | 92.4%<br>(30年度) | 100%         |
| 111  | 副指標 | 新規      | 耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数（累計） | 県が行う住宅耐震化補助事業のうち、耐震化を促進するハード事業は改修と除却であることから、選定しました。                             | 市町の要望に応え、地震に強いまちづくりを進めるため、年300件の耐震改修と除却補助を行う必要があることから設定しました。   | -               | 1,200件       |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                                   | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】    | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|--|--|---|-----------------|--------------|
| 112  | 主指標 | 継続      | 「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率 | 防災・減災対策の具体的な推進については、行動計画に基づき、取組を実施していることから選定しました。  | 「三重県防災・減災対策行動計画」の取組を着実に進め、毎年度設定した進捗率を100%達成することを目標に設定しました。  | 98.4%<br>(30年度) | 100%         |
| 112  | 副指標 | 変更      | 県が主催し、市町、防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数   | 災害対応力を向上させていくためには、市町・防災関係機関と連携した訓練を継続して実施することが重要であることから選定しました。                               | 新たな災害の経験や教訓、課題に対応し、災害対応力を向上させていくためには、毎年度継続的に13回の訓練（実動訓練1回、本部図上訓練3回、地方部図上訓練9回）を実施していく必要があることから、13回を目標に設定しました。                        | 13回<br>(30年度)   | 13回          |
| 112  | 副指標 | 新規      | 業務継続計画（BCP）を整備する病院の割合                  | 災害時においても入院患者の命を守るとともに、傷病者の対応を行うため、業務継続計画（BCP）の考え方に基づく災害医療マニュアルを整備することは重要であることから選定しました。       | 災害時における継続した医療の提供の主な担い手は病院であることから、まずは全ての病院がBCPを整備することを目標としました。   | 31.2%<br>(30年度) | 100%         |
| 112  | 副指標 | 継続      | 消防団員の条約定数の充足率                          | 南海トラフ地震等の発生が危惧されている中、地域の安全・安心を確保するためには、地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化を図っていく必要があることから選定しました。            | 人口減少、高齢社会の進展により、各市町における消防団員の確保は困難になり、全国的に消防団員数が減少する中、条約定数充足率が100%未満の市町が毎年1名を増員した場合の充足率93.3%を目標として設定しました。                            | 92.4%<br>(30年度) | 93.3%        |
| 113  | 主指標 | 継続      | 自然災害への対策が講じられている家数（累計）                 | 県民の皆さんの生命と財産を守るために、河川、砂防、海岸保全、治山施設の整備に取り組んだ効果を表すことから目標項目として選定しました。                           | 河川、砂防、海岸、治山事業の事業計画等をふまえて、令和5年度末までに3,700戸増加させることをめざして目標値を設定しました。   | 242,300戸        | 246,000戸     |
| 113  | 副指標 | 継続      | 洪水浸水想定区域図作成河川数（累計）                     | 県民の皆さんの生命と財産を守るため、迅速な避難に資する情報として必要な洪水浸水想定区域を作成した河川数であり、洪水対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。 | 令和元年台風第19号において洪水浸水想定区域図が作成されていない中小河川での浸水が多発したことを受け、水位周知河川38河川に人的被害・資産被害の大きい河川や浸水リスクの高い172河川を加えた210河川について、令和5年度の作成完了をめざして目標値を設定しました。 | 109河川           | 210河川        |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                     | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】     | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|--------------------------|--|---|------------------|--------------|
| 113  | 副指標 | 新規      | 要配慮者利用施設、避難所の保全施設数(累計)   | 現行の行動計画の目標を達成したことにより、新たな課題への指標を選定しました。<br>自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所を保全対象としている箇所等重点的に砂防施設整備に取り組むために目標項目として選定しました。   | 砂防事業および急傾斜地崩壊対策の事業計画をふまえて、令和5年度末までに、要配慮者利用施設、避難所の保全数を12施設増やすことをめざして目標値を設定しました。  | 302施設            | 314施設        |
| 113  | 副指標 | 新規      | 緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率       | 災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路上の橋梁の計画的な耐震対策を推進する必要がありますことから選定しました。   | 緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強の対策完了年度については、国の目標年次に合わせて令和8年度を目指します。そのため、令和元年度(84%)から、年に約2.3%の上昇が必要となるため、令和5年度の目標値は、93%になります。                      | 84.0%            | 93.0%        |
| 121  | 主指標 | 変更      | 病院勤務医師数                  | 医師確保については、これまで医師修学資金貸与制度や専門研修プログラムへの対応など県内の病院勤務医を確保する対策を中心に実施してきたこと、依然として病院勤務医の地域偏在がより大きいことから、指標に選定しました。   | 医師確保計画では、令和5(2023)年の目標医師数を4,124人とすることをふまえて、医療施設の医師数を毎年度33人増加させることとし、うち県内病院で勤務する医師数30人の増加をめざして、令和5年度の県内病院で勤務する医師数を2,292人に目標設定しました。 | 2,142人<br>(30年度) | 2,292人       |
| 121  | 副指標 | 変更      | 地域医療構想の進捗度               | 地域医療構想の実現に向けては、各年度における医療機能ごとの病床の割合を必要病床数の割合に近づけるとともに、全体の病床数も必要病床数と同規模にする必要があることから、「医療機能ごとの割合の進捗度」と「病床総数の進捗度」の平均による複合指標を選定しました。   | 令和7(2025)年に進捗度が100%(乖離が0)となるよう、各年度ごとの目標値は、令和7(2025)年に近づくと見込んで目標設定しました。  | 48.5%            | 79.0%        |
| 121  | 副指標 | 変更      | 看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合 | 看護職員の確保については、これまでに看護師等修学資金貸付事業などさまざまな看護職員確保対策に取り組んできましたが、依然として県内の看護職員不足が続いています。看護職員を確保するため、県内看護師等学校養成所において看護師等を養成していますが、さらなる県内就業率の向上を目指し、指標として「看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合」を選定しました。 | 三重県内看護師等学校養成所卒業生就業調査に基づき、定員に対する県内就業率を算出し、過去に最も高い就業率(71.4%)まで定員に対する県内就業率を近づけることを目標としました。   | 70.2%<br>(30年度)  | 71.4%        |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                             | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】  | 目標値<br>【令和5】   |
|------|-----|---------|----------------------------------|---|--|---|--|
| 122  | 主指標 | 継続      | 介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数       | 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護度が重度の特別養護老人ホーム入所待機者の解消が必要であることから選定しました。   | 第7期介護保険事業支援計画（平成30年度～令和2年度）に基づくこれまでの入所待機者数の解消の実績と、令和2年度の整備計画数をふまえて、3年後の令和4年度において、入所待機者が解消されることを目標に数値を設定しました。   | 210人<br>(30年度)  | 0人   |
| 122  | 副指標 | 継続      | 特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）             | 介護度が重度の特別養護老人ホーム入所待機者の解消のため、計画的に施設整備を行うことを目指して選定しました。   | 第7期介護保険事業支援計画に基づくこれまでの特別養護老人ホームの整備の実績及び令和2年度の整備計画数をふまえて、入所待機者の見込数からその解消に必要な床数を算出し、整備定員数を設定しました。  | 10,408床<br>(30年度)   | 10,998床  |
| 122  | 副指標 | 新規      | 県内の介護職員数                         | 介護従事者の確保は、ハローワーク、求人広告等でも行われており、これらを含む県全体の就職者数が人材の確保の状況を示していると考えられることから選定しました。                                       | 国の第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数では、令和2年度に32,513人、令和7年度に35,854人の需要見込みとされていることから、現状値から令和2年度実績までの目標値については平均1,565人の増加と見込み、令和2年度実績から令和4年度実績までの目標値については平均668人の増加と見込み、目標値を33,849人と設定しました。  | 27,818人<br>(29年度)   | 33,849人<br>(4年度)   |
| 123  | 主指標 | 継続      | 75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後） | がんは県民の疾病による死因の第1位であり、今後も増加していくと予想されま。県民の生命と健康をがんから守るためには、がんを予防・早期発見し、早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数を減少させる必要があることから選定しました。 | 本県における75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数は、全国平均より8.4%低く、全国5位に改善しています。一方、本県より上位の4県における全国平均との差をみると、平均で11%低い状態です。三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）では、目標値を全国平均よりもマイナス10%以上として設定していますが、今後も引き続き全国トップクラスを維持し、がんによる死亡者数のさらなる低減をめざすため、目標値を全国平均よりもマイナス11%として設定しました。 | 67.4<br>(29年度)  | 60.9<br>(4年度)  |
| 123  | 副指標 | 継続      | がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）          | 乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診は、がんの中でも高い検診効果が見込まれ、がん検診受診率の向上が県民の生命、健康を守る上で有効であることから選定しました。                                  | 三重県がん対策推進計画の目標値である、50%をがん検診受診率の目標値として設定しました。なお、女性特有のがんについては、若い世代から発症するリスクが高いことから、より一層がん検診を推進していくため、さらに上乗せし、1割増の55%を目標値として設定しました。   | 乳がん<br>41.1%<br>子宮頸がん<br>47.8%<br>大腸がん<br>26.8%<br>(29年度) | 乳がん<br>55.0%<br>子宮頸がん<br>55.0%<br>大腸がん<br>50.0%<br>(4年度) |



| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                          | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】               | 目標値<br>【令和5】              |
|------|-----|---------|-------------------------------|--|---|----------------------------|---------------------------|
| 123  | 副指標 | 継続      | がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院指定数 | 県内のがん患者がその居住する地域に関わらず適切ながん医療を受けられるよう、標準的・集学的治療の均てん化を図ることが必要であり、がん診療連携体制の一層の充実・強化を図るため、がん診療の拠点となる医療機関の整備を推進する必要があることから選定しました。                         | がん対策推進協議会において、県内のがん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院の整備については、10か所程度が適切とされていることから、目標値を設定しました。   | 7か所<br>(30年度)              | 10か所                      |
| 123  | 副指標 | 継続      | がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)    | がん医療の進歩により、がん患者・経験者が長期生存し、働きながらがん治療を受けられる可能性が高まっています。がん患者は、治療に必要な休暇や、治療の後遺症などから、就労継続が困難な状況になることもあります。そのため、各種制度はもとより、雇用主や同僚の理解を深めることが必要であることから選定しました。 | 事業所の管理者や人事担当者等ががん患者の支援について理解を求めていくことをめざし、その目標値として県内の従業員50人以上の事業所数である2,286事業所を設定しました。  | 1,045社<br>(30年度)           | 2,286社                    |
| 124  | 主指標 | 継続      | 健康寿命                          | 生涯を通じて健康的な生活を送るためには、健康寿命の延伸が重要であることから選定しました。   | 平均寿命と健康寿命の差を縮めるため、健康寿命の伸びの目標値を平均寿命の伸びを1割上回る値(男性0.23歳、女性0.11歳)に設定しました。   | 男性78.5<br>女性80.9<br>(29年度) | 男性79.6<br>女性81.4<br>(4年度) |
| 124  | 副指標 | 継続      | 特定健康診査受診率                     | 特定健康診査の受診率の向上により、これまで見つけられなかった生活習慣病予備群の早期発見が可能となり、その後の特定保健指導や医療機関受診へつなぐことで発症予防や重症化を防ぐことができることから選定しました。   | 三重県の特定健康診査受診率の過去4年間における平均伸び率は1.175ですが、さらに受診率を伸長させるために、過去4年間の伸長率の最高値(1.5)を目標に設定しました。   | 52.2%<br>(29年度)            | 59.7%<br>(4年度)            |
| 124  | 副指標 | 新規      | フッ化物洗口を実施している施設数(累計)          | 12歳児のむし歯の状況の改善を図るため、むし歯予防の効果が高いフッ化物洗口を実施している施設を選定しました。   | 平成30年度末現在で、フッ化物洗口を実施している幼稚園・保育所等は145施設で、年平均で約10施設ずつ増加しています。フッ化物洗口は、永久歯に生え変わる4歳から14歳までの期間に、継続的に実施することがむし歯予防に大きな効果をもたらすことから、フッ化物洗口を実施する施設がこれまで以上に増加するよう、年間20施設ずつ増やしていくことを目標に設定しました。 | 159施設<br>(30年度)            | 259施設                     |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                       | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】     | 目標値<br>【令和5】  |
|------|-----|---------|----------------------------|---|--|------------------|---------------|
| 131  | 主指標 | 新規      | 市町地域福祉計画の策定数               | 各市町において地域福祉計画が策定され、地域共生社会の実現に向けた取組が着実に進められるよう、県として地域福祉支援計画を策定し、市町の取組を支援していくため選定しました。                                  | 令和5年度までに県内すべての市町において地域福祉計画が策定されることをめざし、目標を設定しました。  | 17市町<br>(30年度)   | 29市町          |
| 131  | 副指標 | 新規      | 40歳未満の自殺死亡率                | 40歳未満（子ども・若者世代）における自殺死亡率は増加傾向にあるため、関係機関等と連携し、40歳未満（子ども・若者世代）を対象とした自殺死亡率を減少させることが重要であることから選定しました。                      | 三重県の40歳未満（子ども・若者世代）の自殺死亡率は全国平均（12.4）に比べて高く（14.8）、直近5か年の平均減少率も全国平均（▲3.7%/年）に比べて低い状況（▲0.9%/年）となっています。このため、平均減少率を全国平均のさらに1割増（▲4.0%/年）とすることを目標に設定しました。 | 14.2<br>(30年度)   | 12.1<br>(4年度) |
| 131  | 副指標 | 新規      | 自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数   | 相談者の様々な課題を包括的に受け止める相談体制の構築が求められており、相談者の課題やニーズ等に的確に対応するため、相談者の面談だけでなく、訪問支援や同行支援も行うことで、地域共生社会の実現をめざすものであることから指標に選定しました。 | 自立相談支援機関の連携相手である民生委員・児童委員の各年度の訪問回数の伸び率が現状約1.8%となっていることから、自立相談支援機関ではその倍3.6%の伸び率となるよう目標を設定しました。  | 8,736件<br>(30年度) | 10,426件       |
| 131  | 副指標 | 新規      | ヘルプマークを知っている県民の割合          | ヘルプマークの普及をとおり、県民のおもいやりある行動につなげ、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため選定しました。   | 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）において、令和4年度の目標値80%としており、その1年後である令和5年度は、5%の伸びの維持をめざすものとし、目標を設定しました。   | 58.1%<br>(30年度)  | 85.0%         |
| 132  | 主指標 | 変更      | グループホーム等において地域で自立している障がい者数 | 障がい者が地域において自立した生活を送るためには、居住の場であるグループホーム等を充実させる必要性があることから選定しました。   | 障がい者が地域において自立した生活を送るため、知的障がい者数と精神障がい者数の合計に対するグループホーム利用者数の割合を4.14%と設定し、令和5年度の推定障がい者数から目標を設定しました。  | 1,568人<br>(30年度) | 2,128人        |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                         | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】      | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|------------------------------|---|---|-------------------|--------------|
| 132  | 副指標 | 変更      | 障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数     | 障がい者が地域において自立した生活を送るため、また障がい児が地域において適切な療育を受けるためには、日中活動の場を充実させる必要があることから選定しました。  | 障がい者が地域において自立した生活を送るため、知的障がい者数と精神障がい者数の合計に対する障害福祉サービス事業所（日中活動系）利用者数の割合を31.4%と設定し、令和5年度の推定障がい者数から目標を設定しました。                | 12,665人<br>(30年度) | 16,143人      |
| 132  | 副指標 | 新規      | 農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数       | 障がい者等の活躍の場をさらに広げていくためには、農林水産業の経営体が生産現場において障がい者等が従事可能な作業を創出し、福祉事業所に委託する、いわゆる施設外就労を中心に取組を推進することが必要です。これらの取組の成果として、障がい者が農林水産業に従事する機会の拡大を具体的に示す指標として選定しました。 | 農林水産業分野における障がい者の就労機会の拡大をめざし、新たな就労人数を年間70人増加させることを目標に設定しました。   | -                 | 70人          |
| 133  | 主指標 | 新規      | 児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数         | 児童福祉法の改正により市町を中心とした支援体制の早急な構築が求められており、市町での虐待の早期発見、早期対応の強化が県全体での虐待防止対応力の強化につながることから選定しました。   | 児童福祉法の改正により、市町の支援体制の早急な構築が求められていることから、すべての市町が児童虐待の早期対応力の強化に取り組んでいることをめざし、目標を設定しました。                                       | 15市町<br>(30年度)    | 29市町         |
| 133  | 副指標 | 新規      | 児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）     | 新しい社会的養育ビジョンに基づき、県において里親委託を推進することが求められていることから選定しました。  | 今年度策定する社会的養育推進計画における里親等委託率は、従来の家庭的養護推進計画の目標値より高い数値が求められるため、従来の目標値である33.3%を当初の目標年度（令和11年度）より早く達成し、さらには超えることをめざし、目標を設定しました。 | 8事業<br>(30年度)     | 16事業         |
| 133  | 副指標 | 継続      | 里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合 | 新しい社会的養育ビジョンに基づき、施設の多機能化が求められていることから選定しました。   | 今年度策定する社会的養育推進計画に基づく取組の方向性や地域の実情等をふまえ、令和5年度までに16事業が実施されていることをめざし、目標を設定しました。   | 28.8%<br>(30年度)   | 35.0%        |
| 141  | 主指標 | 継続      | 刑法犯認知件数                      | 施策の成果を客観的に表す指標として、県民にとってわかりやすいものであることから選定しました。  | 平成30年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を記録しましたが、今後もこの減少傾向を維持することが必要であり、令和5年に7,500件未満とすることを目標に設定しました。   | 11,247件<br>(30年)  | 7,500件<br>未満 |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                              | 選定理由  | 令和5年度目標値設定理由   | 現状値【令和元】       | 目標値【令和5】   |
|------|-----|---------|-----------------------------------|---|--|----------------|------------|
| 141  | 副指標 | 新規      | 「子ども安心事業」認定「子ども安全・安心の店」所数         | 自主防犯ボランティア活動や企業の実施している防犯CSR活動の裾野を拡大し、子供の登下校時等における安全を地域ぐるみで確保することが、犯罪防止に効果があることから設定しました。   | 自主防犯活動の裾野を拡大し、子どもの登下校時等の安全を確保するためには、「子ども安全・安心の店」認定事業所を増やし、より多くの小学校区で幅広く活動することが効果を発揮することから、認定事業所数を1,000事業所以上とする目標を設定しました。                                 | 262事業所         | 1,000事業所以上 |
| 141  | 副指標 | 継続      | 重要犯罪の検挙率                          | 被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪は、治安情勢のパロメーター（指標）となるものであり、発生した事件を早期に1件でも多く検挙することが強く求められていることから設定しました。  | 近年における重要犯罪の平均検挙率は、過去10年間で73.3%、最近5年間で86.2%となっていますが、認知件数の多寡に影響を受けることや、平成27年以降は総じて80%以上を維持していることなどをふまえ、現水準（検挙率85%以上）を最低ラインとし、それ以上（究極的には100%）をめざす目標を設定しました。 | 86.7%<br>(30年) | 85%以上      |
| 141  | 副指標 | 変更      | 向老浸を駐機動力の波を津上、施設の対水への対策を講じた交番・在所数 | 治安維持の重要な活動基盤である交番・駐在所について、地域住民の安全・安心のよりどころとして、さまざまな警察事象に迅速・的確に対応出来るよう、パトカーの配備や施設の機能強化が強く求められていることから選定しました。  | 現状で対策済みの施設が80か所であることから、地域住民の安全・安心のよりどころとして、さまざまな警察事象に迅速・的確に対応出来るよう、対策済みの施設数を100か所以上に増加させることをめざす目標を設定しました。  | 80か所           | 100か所以上    |
| 141  | 副指標 | 新規      | 犯罪被害者等を町支援施策集作成した市町数              | 犯罪被害者等への支援を推進するためには、市町における支援体制の整備が不可欠です。全市町に支援窓口は設置されているものの、必要な支援を把握できていない市町もあります。各市町が支援施策や相談窓口を取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集」を作成することで、市町内における連携を促進し、迅速で適切な支援に結びつけることができることから選定しました。 | どの市町の住民であっても犯罪に巻き込まれる可能性があり、住民にとって身近な存在である市町において、支援が円滑に受けられることをめざし、全市町と設定しました。   | 1市             | 29市町       |
| 142  | 主指標 | 継続      | 交通事故死者数                           | 交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国および県の交通安全計画の目標にもなっていることから選定しました。  | 第二次行動計画では交通安全計画の目標より高い数値（60人以下）を設定していましたが、高齢者交通事故者が目標どおり減少しなかったなどの理由から目標未達という結果になっています。第三次行動計画においても交通事故死者数減少の重要性や数値設定に係る考え方は変わらないことから60人以下と設定しました。       | 87人<br>(30年)   | 60人以下      |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】    | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|---------------------|--|---|-----------------|--------------|
| 142  | 副指標 | 継続      | 交通事故死傷者数            | 交通安全対策における最大の課題である交通事故死者数を抑制するためには、事故を減らし、死傷者数を減少させることが重要であり、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に向けた教育・啓発を推進していくことにより、その結果、死傷者数が減少していくことから選定しました。                       | 第10次三重県交通安全計画の目標値を達成しているため、過去10年間の年平均減少率を乗じて算出した毎年500件以上減少させることを目標に設定しました。  | 6,223人<br>(30年) | 3,700人<br>以下 |
| 142  | 副指標 | 新規      | 高齢運転者事故件数           | 人身事故に占める高齢運転者の事故割合が増加傾向にある中で、高齢運転者事故対策が全国的にも喫緊の課題となっていることから選定しました。   | 平成30年中における人身事故に占める高齢運転者事故割合が最も低い県の数値および本県における過去10年間の年平均減少率をふまえ、令和5年度の目標値を670件以下に設定しました。   | 968件<br>(30年)   | 670件<br>以下   |
| 142  | 副指標 | 継続      | 飲酒運転事故件数            | 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」の目標に掲げ、飲酒運転0（ゼロ）をめざして、まず飲酒運転事故0（ゼロ）の達成をめざしていく必要があることから選定しました。  | 第二次行動計画では「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」と合わせ毎年5件以上減少させることを目標に設定しましたが、飲酒運転の厳罰化に係る遵法意識の希薄化などの要因により目標未達という結果になっています。第三次行動計画においても飲酒運転撲滅の重要性や数値設定に係る考え方は変わらないことから、23件以下と設定しました。 | 42件<br>(30年)    | 23件<br>以下    |
| 142  | 副指標 | 新規      | 「ゾーン30」整備地区数（累計）    | 生活道路における歩行者等の安全確保を目的として、市町等の道路管理者と連携し「ゾーン30」の整備を進めています。県内では、歩行者等が被害者となる交通事故の発生が後を絶たないことから、速度抑制や抜け道として通行する車両の抑制等を図る「ゾーン30」の整備を進め、県民の安全・安心を確保するため選定しました。 | 「ゾーン30」の整備は、歩行者等の安全を確保するため、今後も、交通状況等に応じて、着実に歩みを進める必要があることから、毎年度2地区（以上）を整備することで、令和5年度末までに55地区以上の整備を目標として設定しました。  | 47地区<br>(見込)    | 55地区<br>以上   |
| 142  | 副指標 | 新規      | 信号機のない横断歩道における一時停止率 | 信号機のない横断歩道における歩行者の優先は、法令により「横断歩道手前での減速義務」と「横断歩道における歩行者優先義務」が規定されているにもかかわらず、横断歩道上での交通事故が発生し、重大事故に直結することから、歩行者の安全を確保するために選定しました。                         | 今後、現状値を把握し、目標値を設定します。   | (調査中)           | (検討中)        |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                             | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】     | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|----------------------------------|--|---|------------------|--------------|
| 143  | 主指標 | 継続      | 消費者トラブルに遭った時に消費生活センター等に相談を利用する割合 | 消費者トラブルに遭った時に消費生活センター等に相談を利用するという意識の高まりは、啓発の成果であるとともに、消費生活相談が適切に機能している状態であると考えられることから、消費生活の安全の確保の指標として選定しました。  | 第二次行動計画において、当該指標は49.6%(H27)から62.5%(H30)に大きく上昇しましたが、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全安心が確保されるためには、引き続き当該指標を高めていくことが必要であることから、毎年度1.5%ずつ高めていき、令和5年度の目標値を70.0%にすることを目標としました。 | 62.5%<br>(30年度)  | 70.0%        |
| 143  | 副指標 | 新規      | 高齢者や若年消費者に生活講座に参加した人数            | 近年、消費生活相談における高齢者の割合が高まっていること、また令和4年度から施行される民法の成年年齢下げをふまえた若年者への啓発が急務であることから、消費生活出前講座・青少年消費生活講座・小中学校消費生活出前講座等の参加者を増やすことが、消費者トラブルの未然防止、拡大防止に有効であると考え、指標として選定しました。 | 消費生活相談割合の最も高い高齢者や成年年齢引下げの対象となる若年者への啓発強化が重要であることから、関係機関と連携し、講座等の開催回数を増やすことで、令和5年度の参加者数を7,800人まで増やすことをめざして目標値を設定しました。   | 5,244人<br>(30年度) | 7,800人       |
| 143  | 副指標 | 継続      | 消費生活相談において斡旋により消費者が解決した割合        | 消費者トラブルの解決のための助言、斡旋等を行う中で、斡旋による解決率を高めることが消費者被害の救済に大きく寄与することから選定しました。   | 第二次行動計画では、斡旋等事案のほとんどの解決をめざし95.0%の目標値を設定しましたが、消費者トラブルの複雑化、消費者ニーズの多様化などの要因により目標未達という結果になっています。しかし、斡旋による消費者トラブルの解決の重要性や数値目標の設定に係る考え方は変わらないことから、95.0%を目標としました。        | 92.1%<br>(30年度)  | 95.0%        |
| 144  | 主指標 | 継続      | やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数                | 殺処分数は、動物愛護の普及啓発、譲渡事業、引取りを減らす取組等の動物愛護管理に関する施策を総合的に行うことで減少することから選定しました。  | 犬・猫の殺処分がなくなることをめざす必要があることから設定しました。  | 115匹<br>(30年度)   | 0匹           |
| 144  | 副指標 | 変更      | 県内製造の医薬品等うち不良医薬品等が出さなかった施設の割合    | 医薬品等の安全性を確保するためには、医薬品等製造施設に対する監視等を徹底し、不良医薬品等の発生を防止する必要があることから、重篤な健康被害の原因となる不良医薬品等や健康被害の原因となる可能性のある不良医薬品等を出さなかった施設の割合を指標として選定しました。                              | 医薬品等による健康被害のリスクをなくすことをめざし、県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかった施設の割合100%を目標値として設定しました。  | 98.8%<br>(30年度)  | 100%         |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                             | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】      | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|----------------------------------|---|---|-------------------|--------------|
| 144  | 副指標 | 新規      | 献血を行った10代の人数                     | 近年、全国的にも若年層の献血率の低下が課題となっていることに加え、少子高齢化が進むことが見込まれる中、将来にわたり安定して血液を供給していくためには、若年層の献血への協力が必要不可欠であることから選定しました。             | これからの献血を担う10代の献血者数を他の年代と同水準まで引き上げ、その数を安定的に確保していく必要があることから、設定しました。                         | 2,095人<br>(30年度)  | 2,400人       |
| 144  | 副指標 | 変更      | 薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内学校・児童生徒等の人数 | 近年、若年層における大麻などの薬物乱用の広がりや憂慮すべき状況となっており、県内の小中学校、高等学校の児童生徒や大学生等を対象とした講習会等を実施し、青少年の薬物乱用防止に関する意識の向上を図る必要があることから選定しました。     | 薬物乱用防止に対する正しい知識の浸透を図るため、成長にあわせ、小中学校、高等学校や大学等の各課程において一度は薬物乱用防止教育に受けられるよう目標値を設定しました。        | 54,702人<br>(30年度) | 58,000人      |
| 144  | 副指標 | 継続      | 健康被害が発生しなかった生活衛生営業施設の割合          | 県民が安心して生活衛生営業施設を利用するためには、健康被害の発生はあってはならないことから選定しました。  | 全ての生活衛生営業施設において、健康被害が発生しない必要があることから設定しました。  | 100%<br>(30年度)    | 100%         |
| 145  | 主指標 | 新規      | HACCPに合った衛生管理を適切に実施している施設の割合     | 食品衛生法の改正に伴い、全ての食品事業者は、法が施行される令和2年6月※までにHACCPに合った衛生管理を導入しなければならないことから設定しました。<br>※法施行後、さらに1年間の経過措置期間が設けられています。          | 全ての食品事業者においてHACCPに沿った衛生管理が適切に導入されている必要があることから設定しました。                                      | -                 | 100%         |
| 145  | 副指標 | 新規      | 食品表示を適切に行っている食品関連事業者の割合          | 平成27(2015)年4月の食品表示法の施行に伴い、全ての食品関連事業者は、経過措置期間が終了する令和2(2020)年4月から同法に基づいた食品の表示を行わなければならないことから設定しました。                     | 全ての食品関連事業者において食品表示法に基づく適切な表示が行われている必要があることから設定しました。                                       | 100%<br>(30年度)    | 100%         |
| 145  | 副指標 | 新規      | 特定家畜伝染病発生防止率                     | 畜産物の安全・安心を確保するためには、発生農場での全頭(羽)殺処分が必要な高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生および感染拡大を防止する必要があることから、CSFや高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生防止率を選定しました。 | 畜産物の安全・安心を確保するため、すべての農場において、飼養衛生管理基準が遵守され、家畜伝染病の発生および感染拡大が100%防止されていることを目標に設定しました。        | 81.9%             | 100%         |
| 146  | 主指標 | 継続      | 危険性の高い感染症発生数発生が抑止された割合           | 一、二、三類感染症の集団発生が生じないように啓発を行うとともに、発生した場合は、迅速な連携と適切な対応により、発生を小規模に抑えることが重要であることから選定しました。                                  | 一、二、三類感染症の集団発生を起ささない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を100%とすることを目標として設定しました。 | 100%<br>(30年度)    | 100%         |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目  | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】      | 目標値<br>【令和5】          |
|------|-----|---------|---|---|---|-------------------|-----------------------|
| 146  | 副指標 | 継続      | 感染症危機管理に関する訓練実施率                            | 感染症危機管理体制の整備には、平常時から、医療機関、警察、消防などの連携による訓練の実施が必要であることから、本庁および全保健所において、実施することを目標として選定しました。  | 本庁、保健所、医療機関および警察等の担当者等が、異動により入れ替わっても常に対応できることが必要であることから設定しました。  | 50.0%<br>(30年度)   | 100%                  |
| 146  | 副指標 | 新規      | 定期接種における麻疹、風しんワクチンの接種率                      | 近年、増加傾向にある麻疹、風しんの感染を防止するためには、2回の予防接種により免疫を獲得することが重要であることから選定しました。   | 麻疹、風しんの感染を防止するためには、2回の予防接種により免疫を獲得することが重要であることから、接種率100%を目標値として選定しました。  | 95.6%<br>(30年度)   | 100%                  |
| 147  | 主指標 | 継続      | 野生鳥獣による農林水産業被害金額                            | 農林水産業の被害金額は、国が調査に基づいて公表しており、農林水産業に対する総合的な獣害対策の効果として、県民に最もわかりやすいと考えられることから選定しました。  | 過去最高被害金額（821百万円）である平成23年度の半減をめざし、獣種毎に目標値を設定し、今後4年間で48百万円減少させ、令和5年度にはおおよそ半減である415百万円を目標値に設定しました。   | 463百万円<br>(30年度)  | 415百万円<br>以下<br>(4年度) |
| 147  | 副指標 | 新規      | イノシシによる被害が減少したと実感する割合                       | 農業被害金額は減少しているものの、全体の被害金額に占めるイノシシによる被害金額は増加しており、平成30年度には全体の5割を超え、県内全域で被害が発生しています。獣種別の被害状況アンケートにおいても、イノシシは被害実感が最も高い獣種となっていることから、イノシシを対象に被害実感を把握する指標として選定しました。 | イノシシによる被害が減少したと実感する集落等の割合を増加させるため、被害が抑えられている集落を維持するとともに、被害軽減効果の高い侵入防止柵を新規に整備する集落を100集落と設定し、4年間で14.0%増（年3.5%増）を目標に設定しました。<br>（被害軽減集落100/被害集落713） | 29.5%<br>(30年度)   | 43.5%                 |
| 147  | 副指標 | 継続      | ニホンジカの推定生息頭数                                | 捕獲頭数の目標を設定するには、生息頭数を把握する必要がありますことから選定しました。  | ニホンジカの生息頭数を平成24年度の65,590頭から10年後の令和4年までに半減の約32,500頭にするとし、前年度に対して3,000頭の生息頭数減を目標に設定しました。  | 46,200頭<br>(30年度) | 32,500頭               |
| 147  | 副指標 | 新規      | 食肉処理施設（みえジビエ登録施設）で解体処理された野生獣の頭数（ニホンジカ、イノシシ） | 捕獲したニホンジカやイノシシを安全・安心なジビエとして広く利活用を図るため、衛生・品質管理の整ったみえジビエの登録施設等で解体・処理された頭数を指標として選定しました。  | 捕獲したニホンジカやイノシシを安全・安心なジビエとして広く利活用できるように、毎年110頭増を目標に設定しました。   | 1,200頭<br>(30年度)  | 1,640頭                |



| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                                      | 選定理由  | 令和5年度目標値設定理由   | 現状値【令和元】          | 目標値【令和5】  |
|------|-----|---------|---|---|--|-------------------|-----------|
| 151  | 主指標 | 変更      | 家庭での電力二酸化炭素排出量                            | 家庭における地球温暖化対策には、省エネルギーや節電、再生可能エネルギーの導入等の取組が必要であり、家庭からの二酸化炭素排出量の約半分を電気の使用が占めていること、または、県が実施する普及啓発については、県民個人への働きかけが中心であることから選定しました。  | 国では、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度(2億百万t-CO2)比で家庭部門の温室効果ガス排出量を約4割削減することを目標としています。国の削減目標と整合するよう県における令和5年度の目標値(991千t-CO2)を算出しました。   | 1,080千t-CO2(30年度) | 991千t-CO2 |
| 151  | 副指標 | 新規      | 環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した参加者の割合 | 県民の皆さんの自発的な環境行動を促進するためには、環境保全に対する意識を具体的な行動に結びつける啓発活動が重要であることから、県環境学習情報センターが実施する指導者養成講座や出前講座等への参加、県地球温暖化防止活動推進員等が実施する出前講座等の内容を充実させ、参加者の方に満足していただくとともに、自ら環境行動を起こすことを認識していただくことを目標として選定しました。 | 講座等を受講した県民の皆さんや事業者の100%の方が自発的に環境活動に取り組む意向を示すことをめざして設定しました。   | 91.1%(30年度)       | 100%      |
| 151  | 副指標 | 新規      | 大規模事業所における地球温暖化対策に基づく目標達成率                | 温室効果ガス排出量の約6割が産業部門から排出されており、その8割以上を大規模事業所が占めていることから選定しました。  | 令和5年度の目標値は、計画書で定める排出量目標が3年毎に見直され、半数以上の工場等が前回の排出量目標よりも厳しい値を定めている状況を勘案し、近年の達成率の実績値のレベルを維持することを目標として設定しました。   | 79.1%(29年度)       | 80.0%     |
| 152  | 主指標 | 継続      | 廃棄物の最終処分量                                 | 循環型社会の定着を図るためには、廃棄物の発生抑制や再生利用等の取組を進め、最終処分量を削減する必要があることから選定しました。   | 廃棄物の最終処分量については、一般廃棄物は減少傾向にあるものの、産業廃棄物は事業活動の影響を受けることもあり、増加傾向にあります。また、国のプラスチック資源循環戦略では、令和17(2035)年度までに、廃プラスチックを全量で再生利用することを目標としています。これらことから、国の目標値との整合性を図るとともに、より一層の再生利用の推進をふまえて、令和5年度の目標値(318千t)を設定しました。 | 331千t(30年度速報値)    | 318千t     |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                      | 選定理由  | 令和5年度目標値設定理由   | 現状値【令和元】             | 目標値【令和5】 |
|------|-----|---------|---------------------------|---|--|----------------------|----------|
| 152  | 副指標 | 継続      | 1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）  | 廃棄物の最終処分量を削減するには、ごみの排出量の削減が必要であることから選定しました。   | 1人1日あたりのごみ排出量は、現状の取組を継続した場合の数値を近年の状況から推計すると減少傾向にあります。また、国では令和12（2030）年度までに家庭系および事業系食品ロスを平成12（2000）年度比で半減する目標を設定しています。これらのことから、国の目標値との整合性を図り、令和5年度の目標値（918g/人日）を設定しました。 | 943g/人日<br>（30年度速報値） | 918g/人日  |
| 152  | 副指標 | 新規      | 建設系廃棄物の不法投棄件数             | 産業廃棄物の不法投棄を撲滅するためには、その大半を占める建設系廃棄物を減らすことが重要であることから選定しました。                                       | 第二次行動計画期間の各年度の件数をもとに設定しました。  | 12件<br>（30年度）        | 10件以下    |
| 152  | 副指標 | 変更      | 不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率       | 生活環境保全上の支障等のある4事案について、着実に環境修復を進める必要があることから選定しました。   | 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期限（令和4年度末）までに着実に環境修復を実施し、その効果が維持されていることを確認する必要があることから、目標値を設定しました。  | 65.0%<br>（見込）        | 100%     |
| 152  | 副指標 | 新規      | 「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計） | ワンウェイプラスチックや食品ロス削減に向けた取組などを推進するため、「資源のスマートな利用」を宣言する事業所数を増加させる必要があることから選定しました。                   | ワンウェイプラスチックや食品ロス削減に向けた取組などを推進するため、より多くの事業所に「資源のスマートな利用」を宣言していただくよう、毎年250件ずつ増加させることを目標として設定しました。  | -                    | 1,000件   |
| 153  | 主指標 | 継続      | 自然環境の保全活動団体数              | 県民の皆さんやNPO等のさまざまな主体による、生物多様性の調査や観察会などの保全活動が、自発的な活動として広がることで、自然環境を自主的に保全・再生する社会の実現につながるから選定しました。 | より多くの主体が自主的かつ継続的に里地、里山、里海等の保全活動を実施することが重要であるため、活動団体数を現状値から4年間で10団体増やすことを目標に設定しました。   | 84団体                 | 94団体     |
| 153  | 副指標 | 継続      | 希少野生動物種や貴重な生態系の維持回復活動の実施率 | 絶滅の危機に瀕している希少野生動物種や貴重な生態系を保全するには、継続的な保全活動を実施する必要がありますから選定しました。                                  | 希少野生動物種のうち特に保護が必要な種の保全活動数と生態系維持回復事業計画に基づく活動地区数の合計30活動を母数に、全てにおいて保全活動等が実施されることを目標に設定しました。   | 67.0%                | 100%     |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                       | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】      | 目標値<br>【令和5】     |
|------|-----|---------|----------------------------|---|---|-------------------|------------------|
| 153  | 副指標 | 新規      | 自然体験施設等の利用者数               | 森林公園や自然環境の情報伝える施設、長距離自然歩道等の自然体験施設を利用することが、森林をはじめとする自然環境への理解を深めることにつながることから、当該施設の利用者数を目標として選定しました。 | 「三重の森林づくり基本計画」における目標設定の考え方に合わせ、自然体験施設等の利用者数を、現状値から3.5%増を目標に設定しました。                            | 1,481千人<br>(30年度) | 1,533千人<br>(4年度) |
| 154  | 主指標 | 継続      | 大気環境および水環境に係る環境基準の達成率      | 環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であることから選定しました。  | 各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざしていますが、環境基準の達成が著しく困難な一部の水域を除いた目標値を設定しました。                | 90.2%<br>(30年度)   | 97.0%            |
| 154  | 副指標 | 継続      | 大気・水質の排出基準適合率              | 大気・水環境への負荷を削減していくためには、発生源である工場・事業場の排出基準が遵守されていることが必要であることから選定しました。                                | 全ての工場・事業場で排出基準が遵守されている必要があることから目標値を設定しました。  | 100%<br>(30年度)    | 100%             |
| 154  | 副指標 | 継続      | 生活排水処理施設の整備率               | 伊勢湾再生等において、陸域からの水質汚濁負荷に占める生活排水の割合が大きいため、水質改善のためには生活排水処理施設整備の推進が重要であることから選定しました。                   | 「生活排水処理アクションプログラム」の中間目標年度（令和7年度）において、生活排水処理施設整備率の目標を92.3%としていることをふまえて、令和5年度の目標値を90.3%に設定しました。 | 85.3%<br>(30年度)   | 90.3%            |
| 154  | 副指標 | 継続      | 海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数 | 伊勢湾の再生のためには、さまざまな主体による活動が重要であることから、県民の皆さんの伊勢湾に対する保全意識の高まりを示す指標として選定しました。                          | 市町と連携するなど、これまでの継続的な取組拡大を図り、第二次行動計画を上回る年1,500人を増やしていくこととし、令和5年度の目標値を41,000人と設定しました。            | 35,063人<br>(30年度) | 41,000人          |
| 154  | 副指標 | 新規      | 無許可による土砂等の搬入件数             | 土砂条例に基づき、土砂等の埋立て等を適正に実施させるための成果を示す指標として選定しました。  | 県民等からの通報による現地確認のほか、日常的なパトロールによる成果を前提とし、毎年度0件とする目標値を設定しました。                                    | -                 | 0件               |



## II 創る ～人と地域の夢や希望を実感できるために～

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目   | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】    | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|--|---|--|-----------------|--------------|
| 211  | 主指標 | 継続      | 人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合                  | 人権が尊重される社会の進展の度合いは、県民の意識に現れるものと考えられることから選定しました。   | 人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、第三次行動計画の年間平均伸び率0.33%を上回る年1%増加させることをめざして、令和5年度の目標値を43.8%に設定しました。   | 39.5%<br>(30年度) | 43.8%        |
| 211  | 副指標 | 新規      | 人権研修等を受講した人が、人権尊重の視点で行動しようとした割合              | 三重県人権施策基本方針では、人権啓発の目的を、県民が人権尊重の視点に立って活動を行うこととしています。人権研修等の受講者が、人権を尊重する行動への意欲を持つことができたかを把握するために選定しました。        | 県民を対象とした人権研修等のアンケートにおいて、「人権を大切に思う行動をしよう」と「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した割合を100%とすることをめざして目標値を設定しました。  | 97.7%<br>(見込)   | 100%         |
| 211  | 副指標 | 新規      | 人権学習によって人権を守るための行動をした子どもたちの割合                | 三重県人権教育基本方針において、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むことを人権教育の目的としていることから選定しました。   | 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別はいけないと思う」と回答した生徒の割合が98.3%（過去最高値）である一方で、「差別をなくすための行動をしたい」と思う生徒の割合は86.6%に留まっています。第三次行動計画ではその差を埋め、さらにこれまでを上回る数値まで到達することをめざし、年ごとに3%程度を積み上げていけるよう目標値を設定しました。 | 86.6%<br>(30年度) | 98.5%        |
| 211  | 副指標 | 新規      | 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かした割合 | 相談員を対象とした資質向上研修会は、相談員の人権に関する知識の習得や相談対応力の向上と相談体制の充実を図るものであり、参加者が研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合が指標として適当であることから選定しました。 | 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者のアンケートにおいて「研修内容を今後の業務に生かしたい」と「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した割合を100%とすることをめざして目標値を設定しました。  | 95.7%<br>(見込)   | 100%         |
| 212  | 主指標 | 新規      | 性別による固定的な役割分担意識をもつ県民の割合                      | 男女が社会の対等な構成員として共に参画する男女共同参画社会の実現のためには、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識をもつ人の減少が重要であることから選定しました。                | 先進県では、この4年間で固定的役割分担意識を持つ人の割合が3.0%減少していることから、その減少割合を上回る3.2%を4年間で減少させることを目標に、令和5年度の目標値を20.1%と設定しました。   | 23.3%           | 20.1%        |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目   | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】                 | 目標値<br>【令和5】                 |
|------|-----|---------|--|---|--|------------------------------|------------------------------|
| 212  | 副指標 | 新規      | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」事業主行動計画を策定する等、常時雇用労働者数100人以下の団体数 | 県内企業の多くを占める中小・小規模企業や団体が、事業主計画の策定や、「女性の活躍推進三重県会議」に加入して自主取組宣言を行うことにより、女性が職業生活において能力を発揮できる環境づくりが進み、女性の活躍が推進することから選定しました。 | 女性の活躍推進に取り組む企業・団体の増加に向けて、事業主行動計画策定数については、先行する次世代育成法に基づく計画において8年間で達した策定数327団体をめざします。併せて企業・団体への働きかけを強化し取組宣言数を70団体にすることとし、令和5年度の目標値を合計397団体と設定しました。 | 310団体<br>(30年度)              | 397団体                        |
| 212  | 副指標 | 新規      | ダイバーシティ講座等の受講後に、ダイバーシティ推進に取り組む意向を示した受講者の割合               | ダイバーシティ社会推進のためには、ダイバーシティに対する県民の皆さんの理解や共感が進み、主体的な行動につながっていくことが重要であると考え、それを表す指標として選定しました。                               | 新規設定のため、令和元年度後期に実施する取組（ダイバーシティに関するワークショップ等）にてアンケート調査を実施し、現状値を把握した上で、目標値を設定します。   | (調査中)                        | (検討中)                        |
| 213  | 主指標 | 継続      | 多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合                                  | 多文化共生の社会の進展の度合いは、県民の意識に現れるものと考えられることから選定しました。   | 全国を対象とした意識調査（H30）における多文化共生社会の実現を肯定的にとらえている人の割合と本県の現状との比較をふまえ、令和5年度に10ポイント引き上げをめざして（年2%増）、令和5年度の目標値を37.3%に設定しました。                                 | 27.3%<br>(30年度)              | 37.3%                        |
| 213  | 副指標 | 変更      | 医療通訳者の通訳や電話による多言語対応可能な医療機関数                              | 外国人住民が医療機関において、言語による意思疎通に不安を感じることがなく受診できることが、多文化共生の社会につながると考えられることから選定しました。   | 通訳者を常勤で配置する医療機関は、平成27年度6機関が、令和元年9月現在13機関と年平均1.7の増であったこと、また令和元年度は1機関において電話通訳を導入予定であることをふまえて、年3機関ずつ増やすこととし、令和5年度の目標値を26機関と設定しました。                  | 14機関<br>(見込)                 | 26機関                         |
| 213  | 副指標 | 新規      | 日本語指導が必要な外国人児童生徒に日本語指導が行われている学校の割合                       | 日本語指導が必要な子どもたちが、学校で安心して学び、社会で自立していくために必要な力を身につけるためには、日本語能力が大切であることから選定しました。   | 日本語指導が必要な子どもが在籍する学校が増加している中で、どの学校で学んでも日本語能力を身につけられるよう、在籍する全ての学校で適切な日本語指導が行われることをめざして設定しました。  | 89.6%<br>(見込)                | 100%                         |
| 221  | 主指標 | 継続      | 自分には、よきところがあると思う子どもたちの割合                                 | 子どもたちが、将来、自らの夢や可能性に挑戦しようとする意欲を持ち、必要な力を身につけるためには、知・徳・体を一体的・調和的に育み、自己肯定感を高めることが重要なことから選定しました。                           | 小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね5ポイント高めることとして、目標値を設定しました。  | 小学生<br>80.1%<br>中学生<br>74.9% | 小学生<br>86.1%<br>中学生<br>80.5% |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                                    | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】                           | 目標値<br>【令和5】                 |
|------|-----|---------|---|--|--|--|------------------------------|
| 221  | 副指標 | 新規      | 「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもの学力の伸び           | 子どもたち一人ひとりに学習指導要領で求められる確かな学力を育てていくことが重要であることから、子どもたち全体の学力を伸ばし、AB層の割合を増加させることを指標として選定しました。              | 全国学力・学習状況調査において、AB層の子どもの割合が全国平均より少ないことから、全ての子どもたちの学力を向上させることで、全国の割合を100とした本県の値を毎年1ポイントずつ伸ばしていくこととして設定しました。   | 小学生<br>100.2<br>中学生<br>98.3            | 小学生<br>104<br>中学生<br>102     |
| 221  | 副指標 | 新規      | 道徳科の授業で家庭や地域と連携した取り組みを行う小中学校の割合         | 道徳科は全教育活動を通じて行う道徳教育の要であり、学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域社会から得ることが大切であることから選定しました。                              | 子どもたちの道徳性を育てるためには、家庭や地域と共通理解を深め、連携して取り組むことが重要であることから、令和5年度に全ての小中学校で実施されるよう、段階的に増加していくこととして設定しました。  | 小学校<br>78.7%<br>中学校<br>48.7%<br>(30年度) | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%   |
| 221  | 副指標 | 新規      | 体力テストの総合評価が「A」「B」「C」の子どもたちの割合           | 柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たすことから選定しました。   | 令和2年度の全国中学校体育大会、令和3年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催による運動やスポーツへの関心や体力向上への機運の高まりを見込み、令和5年度の目標値を80%と設定しました。  | 78.0%<br>(30年度)                        | 80.0%                        |
| 221  | 副指標 | 継続      | 授業時間以外に読書をする子どもたちの割合                    | 豊かな心の育成につなげるため、読書活動の推進を行うことで読書に親しむ児童生徒が増えることが重要と考え、選定しました。   | 子どもたちの読書活動が、小学生、中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均値に達成することを目標として設定しました。  | 小学生<br>63.9%<br>中学生<br>45.5%           | 小学生<br>65.7%<br>中学生<br>50.4% |
| 222  | 主指標 | 新規      | 自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合 | 18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利を行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。                             | 全国学力・学習状況調査における中学生への同内容の質問に対する回答の伸びが、4年間で約10ポイント(2.6ポイント/年)伸びていることをふまえるとともに、新学習指導要領の実施に向けた授業改善、主権者教育や消費者教育等に取り組むことにより、現状値より毎年3ポイント上昇させることとして、目標値を設定しました。 | 62.3%                                  | 74.3%                        |
| 222  | 副指標 | 新規      | 社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数            | 実際の社会的事象を題材として、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深めていけるような機会を持つことが、これからの社会の形成者としての資質・能力を育成するためには重要であることから、選定しました。 | 高校生が、自ら課題を発見し協働して解決策を見出す活動を行うことで、これからの社会の形成者として必要な資質・能力の育成につながることを考えたことから、全ての県立高等学校において実施することを目標値として設定しました。  | 20校<br>(30年度)                          | 56校                          |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                                  | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】   | 目標値<br>【令和5】   |
|------|-----|---------|---------------------------------------|---|---|--|--|
| 222  | 副指標 | 新規      | 目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合           | 目標を定め、先を見通して行動できる力はこれからの社会において必要な力であることから選定しました。  | 第二次行動計画期間の最高値（小学生89.3%、中学生85.0%、高校生66.6%）を上回るよう、小学生、中学生はそれぞれ2ポイント程度の上昇を見込んで目標値を設定しました。特に高校生については、本施策を通じて自己の将来とのつながりを見通しながら学ぶ力を高める必要があることから、9ポイント程度の上昇を見込んで目標値を設定しました。 | 小学生<br>89.3%<br>(30年度)<br><br>中学生<br>85.0%<br>(30年度)<br><br>高校生<br>65.9%<br>(元年度)                        | 小学生<br>92.0%<br><br>中学生<br>87.0%<br><br>高校生<br>75.0% |
| 222  | 副指標 | 新規      | 「困難だと思ふことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えたい高校生の割合 | 将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることに對して前向きに挑戦することが社会の変化に對する力として必要不可欠であることから選定しました。                       | 探究活動や課題解決型学習、教科横断的な学びなどの取組を進めることにより、第二次行動計画期間中の上昇の割合（0.1ポイント/年）を上回る毎年1ポイント程度の上昇をめざして目標値を設定しました。   | 71.8%  | 76.0%  |
| 223  | 主指標 | 継続      | 特別支援学校一般部、特別支援学校希望者の就職率               | 障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果を象徴的にあらわすことから選定しました。 | 一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることを目標に、毎年100%に設定しました。   | 100%<br>(30年度)   | 100%   |
| 223  | 副指標 | 新規      | 小中学校の通級や個別指導計画の作成割合                   | 特別な支援を必要とする子どもたちが、いきいきと学校生活を送り意欲的に学んでいくためには、個々に応じた指導・支援が計画的に進められることが重要であることから選定しました。                  | 特別な支援を必要とする全ての子どもたちが、一人ひとりの特性や教育ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を受けることができることを目標に設定しました。  | 支援計画<br>小学校：<br>86.0%<br>中学校：<br>70.2%<br>(30年度)<br><br>指導計画<br>小学校：<br>91.5%<br>中学校：<br>85.1%<br>(30年度) | 支援計画<br>100%<br><br>指導計画<br>100%                     |
| 223  | 副指標 | 新規      | 特別支援学校における交流学習の実施件数                   | 交流及び共同学習は、特別支援学校と地域の小中学校等の子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。                                | 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ交流および共同学習の実施を、1校あたりの回数の増加を1割程度増やすこととして設定しました。   | 845回<br>(30年度)   | 950回   |
| 224  | 主指標 | 継続      | 学校生活に安心を感じている子どもたちの割合                 | 公立小中学校および県立高等学校の児童生徒のうち、学校生活に安心を感じている割合を把握するために選定しました。  | 学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えています。この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、各校種とも3%程度（年0.6~0.9%）の上昇を見込んで目標値を設定しました。  | 小学生<br>92.4%<br>(30年度)<br><br>中学生<br>95.7%<br>(30年度)<br><br>高校生<br>88.9%<br>(令和元年度)                      | 小学生<br>95.4%<br><br>中学生<br>98.7%<br><br>高校生<br>92.3% |



| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                              | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】   | 目標値<br>【令和5】                                 |
|------|-----|---------|-----------------------------------|--|--|--|--|
| 224  | 副指標 | 新規      | いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数     | 「三重県いじめ防止条例」にもある社会総がかりでいじめの防止に向けた取組を推進するため、学校だけでなく、保護者や地域住民、いじめ防止を応援してくれる事業者等が一体となっていじめ防止に取り組む割合を増やしていきたいことから選定しました。                 | 県全体に活動を広げていくため、29市町の規模に応じて、毎年1～6団体（事業所・個人を含む）増加することをめざし、目標を設定しました。   | 450団体  | 650団体  |
| 224  | 副指標 | 変更      | いじめの認知件数に対して解消したものの割合             | 一旦認知されたいじめの事案に関しては、組織的な対応により、早期解消をはかることが最も重要なことであるため、選定しました。   | いじめは子どもたちの命にもかかわる重大な問題であることから、認知されたいじめは、100%の解消をめざして取り組むこととして、設定しました。  | 96.7%<br>(30年度)  | 100%   |
| 224  | 副指標 | 新規      | 不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導を受けた割合    | 不登校児童生徒の将来の社会的自立を支援する視点から、欠席が続く児童生徒が、学校内外の関係機関とのつながりを持つことが大切であると考えられるため、選定しました。  | 不登校児童生徒のうち長期間にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている状態をめざして、目標値を設定しました。  | 小学生<br>74.1%<br>中学生<br>68.1%<br>高校生<br>50.7%<br>(30年度) | 小学生<br>89.1%<br>中学生<br>88.1%<br>高校生<br>60.7% |
| 224  | 副指標 | 新規      | 学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数 | 学校・地域が一体となって、子どもたちの防犯意識を高めるとともに登下校時における子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれるのを防ぐ見守り活動をより効果的に実施していくためには、スクールガード・リーダーを中心とした学校安全ボランティアの充実が重要であることから選定しました。 | 児童生徒の登下校時の安全確保は喫緊の課題であり、令和元年度現在、公立小学校においては、約2万人の学校安全ボランティア（スクールガード）が登録されています。学校安全ボランティア（スクールガード）の指導役である警察官OB等をスクールガード・リーダーとして県が育成し、その専門性を高めながら、令和5年度には各市町に1人ずつ配置することをめざして、登録者数を29人と設定しました。 | 5人   | 29人  |
| 225  | 主指標 | 継続      | コミュニティ・スクールに組み入れている小中学校の割合        | コミュニティ・スクールを導入している公立小中学校等の割合を示すことで、県内の学校と地域が連携・協働した教育活動の推進状況を詳細に示すこととなることから選定しました。   | コミュニティ・スクールの導入が県民に認知され、その取組の充実を図るため、コミュニティ・スクールを導入した県内の公立小中学校の割合を5割に設定しました。  | 36.3%  | 50.0%  |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                                  | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】                        | 目標値<br>【令和5】                        |
|------|-----|---------|---------------------------------------|---|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 225  | 副指標 | 変更      | 授業で主体的・対話的に学習している子どもの割合               | 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が進むよう研修を実施することで、教職員の授業力が向上し、子どもたちが主体的・対話的に学習に取り組むことができると考えられることから選定しました。                         | これからの学校では、子どもたちが主体的・対話的に学ぶ授業が求められていることから、小中学生は現状をふまえ、授業実践研修等を通じて教員の授業力の向上を図るとともに、カリキュラム・マネジメントに関する研修を実施し教育活動の質の向上を図ることで、4年間で5ポイントの増加をめざして目標値を設定しました。<br>高校生も同様に、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。             | 小学生<br>主体的<br>77.5%<br>対話的<br>73.4% | 小学生<br>主体的<br>82.5%<br>対話的<br>78.4% |
| 225  | 副指標 | 新規      | 地域や産業界等と連携し、学校の特色・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数 | 学校のみでの学びだけでなく、地域と連携した高等学校の活性化の取組を進めることが重要であると考え選定しました。  | 課題の解決に向けた学びに取り組むことに加え、地域や産業界とともに学校を活性化することは重要であることから、全ての県立高等学校で実施することを目標値として設定しました。  | 35校                                 | 56校                                 |
| 225  | 副指標 | 変更      | 新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数   | 私立学校が、新たな時代の要請に応えて、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育に取り組んでいるかどうかの観点から選定しました。選定にあたっては、第二次行動計画の目標項目の取組数が一定達したことから、新たな項目を取り入れ取組を促すこととしました。 | 平成30年度実績を基点として私立学校が提供する特色と魅力ある教育が、4年間で40件増えることを目標として設定しました。  | 66件<br>(30年度)                       | 106件                                |
| 226  | 主指標 | 新規      | 県内高等教育機関入学者の割合(県内入学者の割合)              | 若者が県内に就職し活躍するためには、まず県内高等教育機関への県内入学者の割合を高めることが重要であることから、「県内高等教育機関入学者の県内からの入学者の割合」を目標項目として選定しました。                           | 三重で学び、働き、住み活躍する若者を増やしていくため、今後の入学者に関して、高等教育機関の個別の状況を把握・確認した上で、今後も実施する高等教育機関の魅力向上の取組等を一層進め、若者の転出超過の抑制に寄与することをめざして、平成30年度(現状値：平成31年4月の県内入学率)の実績から、毎年1%ずつ、合計約5%の増加を見込み、令和5年度の目標値(令和6年4月の県内入学率)を63.0%と設定しました。 | 58.1%<br>(30年度)                     | 63.0%                               |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                        | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】    | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|-----------------------------|---|--|-----------------|--------------|
| 226  | 副指標 | 継続      | 県内高等教育機関卒業生の県内就職者の割合（県内就職率） | 県内で学び、働きたいという希望を持つ若者の希望をかなえることが非常に重要であることから、県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県内に就職した者の割合を目標項目として選定しました。   | 三重で学び、働き、住み活躍する若者を増やしていくため、今後の卒業者に関して、高等教育機関の個別の状況を把握・確認した上で、今後も実施する高等教育機関の県内就職促進の取組等を一層進め、若者の転出超過の抑制に寄与することをめざして、平成30年度（現状値：平成31年3月卒業者の県内就職率）の実績から、毎年1%ずつ、合計約5%の増加を見込み、令和5年度の目標値（令和6年3月卒業者の県内就職率）を54.0%と設定しました。 | 48.9%<br>(30年度) | 54.0%        |
| 226  | 副指標 | 新規      | 県内高等教育機関と取り組む産学官連携の件数（累計）   | 県内高等教育機関卒業生の県内就職者の割合を高めるためには、県内高等教育機関相互の連携や産学官連携が進められ、調査研究等が盛んに行われることにより、若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上が重要であることから、「県内高等教育機関と取り組む産学官連携の件数」を目標項目として選定しました。 | 若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上などを促進し、高等教育機関の魅力を向上するため、「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」や「高等教育コンソーシアムみえ」等のネットワークを活用するなどして推進した産学官連携の取組件数（平成29～30年度の年平均30件程度）をふまえ、平成30年度から毎年5件程度増加することをめざして取り組んでいくこととし、令和5年度の目標値を累計190件に設定しました。        | -               | 190件         |
| 227  | 主指標 | 変更      | 参加した文化活動、生涯学習に対する満足度        | 県民の皆さんが多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感できたかどうかを測る必要があることから選定しました。  | 魅力ある文化にふれる機会や学びの機会などを提供していくため、参加した文化活動、生涯学習に対する満足度については、過去最高値を見込んだ令和元年度を現状値とし、令和5年度までに4%の上昇をめざして目標値を設定しました。  | 73.7%<br>(見込)   | 77.7%        |
| 227  | 副指標 | 変更      | 県立文化施設の利用者数                 | 文化にふれ親しみ、創造する機会を充実させるためには、県立文化施設が、県民の皆さんに魅力ある文化にふれる機会を提供できたかどうかを測る必要があることから選定しました。  | 県立文化施設の利用者数については、近隣文化ホールの改修工事に伴う休館による増加要因を除く、過去4年間の平均値152.0万人を現状値とし、令和5年度までに0.8%の増加をめざし、目標値を153.2万人に設定しました。  | 152.0万人<br>(見込) | 153.2万人      |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                             | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】   | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|----------------------------------|---|--|----------------|--------------|
| 227  | 副指標 | 新規      | 新たな保存活用も活用・継ぎ取組む県指財数             | 地域社会総がかりで文化財が適切に保存・活用・継承がなされるためには、市町が策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられることが重要であり、この計画に位置づけられる文化財の数は、文化財の保存・活用・継承への方向性が示された指標として最も適していると考えられることから選定しました。 | 地域社会総がかりでの文化財の適切な保存・活用・継承のため、着実に地域計画の策定を進め、対象となる文化財を4年間で160件とすることを目標に設定しました。                         | 0件             | 160件         |
| 227  | 副指標 | 新規      | 公民館等の社会教育活動の課題の解決に向けた取組を行っている市町数 | 社会教育の役割として、地域課題の解決に向けて、人づくりの取組（講座やワークショップ等の学習機会の提供）を行うことが重要と考え、選定しました。  | 全市町の公民館等において、地域課題の解決に向けた取組が行われることをめざし、令和5年度の目標を設定しました。   | 11市町<br>(30年度) | 29市町         |
| 231  | 主指標 | 新規      | 男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した男性従業員の割合）  | 男性の育児休業の取得は、少子化対策に資するものであり、男性従業員が育児休業制度を利用することは、制度の充実や意識改革等により少子化対策に向けた環境づくりが進んでいると総合的に判断できることから選定しました。                                     | 国が掲げている「男性の育児休業取得率」の数値目標の13%を、「第2期子どもスマイルプラン」の最終年度（令和6年度）の目標値に設定し、目標達成に向けて年1.7ポイントの上昇をめざすことを目標としました。 | 4.4%<br>(30年度) | 11.2%        |
| 231  | 副指標 | 新規      | 「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数（累計）  | 県内企業・団体による次世代育成のために活動が進むことで、地域において子どもたちの豊かな育ちを支える気運が醸成されるとともに、企業・団体自身の風土改革にもつながることから選定しました。   | ネットワーク加盟の企業・団体（1,570）のうち、少なくとも1割以上が「みえの子ども応援プロジェクト」に参加することをめざして、目標を設定しました。                           | -              | 160<br>企業・団体 |
| 231  | 副指標 | 新規      | 県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数    | 保護者同士で話し合いつながり合う「みえの親スマイルワーク」の実施が県内に広がることにより、他の人とつながりながら子育てできる保護者が増えることにつながることから選定しました。   | 県内すべての市町において「みえの親スマイルワーク」の取組が広がることをめざし、目標を設定しました。  | 4市町<br>(見込)    | 29市町         |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                           | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】           | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|--------------------------------|---|---|------------------------|--------------|
| 231  | 副指標 | 継続      | 「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数（累計） | 男性の育児への参画を進めるためには、職場や地域において、男性の育児参画が重要であるという考え方を、企業や団体に広げる必要があることから選定しました。                          | 「第2期子どもスマイルプラン」の最終年度（令和6年度）に現状値を倍増させることをめざし、目標を設定しました。  | 253<br>企業・団体<br>(30年度) | 460<br>企業・団体 |
| 232  | 主指標 | 新規      | 母子保健コーディネーター養成数（累計）            | 子育て支援センターへの母子保健コーディネーターの配置が進み、より充実した支援が行われるためには、県が母子保健コーディネーターを養成する必要があることから選定しました。                 | 市町において母子保健を担当している保健師が母子保健コーディネーターとして従事可能な状態とするため、令和5年度までに270人養成することをめざし、段階的に目標を設定しました。                                      | 132人<br>(30年度)         | 270人         |
| 232  | 副指標 | 変更      | 出会い支援の取組について連携した企業・団体数         | 結婚や妊娠・出産、子育てに関するニーズにマッチした多様な出会いの場を提供するためには、複数の団体等が連携することが有効であることから選定しました。                           | みえ出逢いサポートセンターにおける出会いの場の情報提供数の過去3年の平均伸び率（128%）と同等の伸び率を維持することをめざし、目標を設定しました。  | 24<br>企業・団体<br>(30年度)  | 64<br>企業・団体  |
| 232  | 副指標 | 新規      | 不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合        | 働きながら不妊治療を受けている方は増加していますが、不妊治療に対する支援制度のある企業は少なく、企業に対して不妊治療への理解を深めることが治療を受けやすい環境づくりの推進につながるから選定しました。 | アンケート結果では、職場の理解があると感じている人の割合は48.6%であった一方、治療について職場に話している人の割合は約60%でした。職場に話している人は、ある程度職場の理解を感じていると考えられるため、その割合を参考とし、目標を設定しました。 | 48.6%                  | 60.0%        |
| 232  | 副指標 | 継続      | 産婦健診・産後ケアを実施している市町数            | 産後うつ予防や虐待予防の観点から産後の初期段階における母子に対する支援の強化が重要であることから選定しました。   | 妊娠期から子育て期まで切れ目ない親子支援を充実させるため、県内全市町で産婦健診・産後ケアが実施されることをめざし、目標を設定しました。   | 19市町<br>(見込)           | 29市町         |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                            | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】     | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|---------------------------------|---|--|------------------|--------------|
| 233  | 主指標 | 継続      | 保育所等の待機児童数                      | 育児休業取得率の上昇など、働き続けやすい環境整備が進む一方で、保育所等への入所希望が増え、待機児童が発生しており、解消に向け取り組んでいく必要があることから選定しました。   | 平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」では、令和3年4月1日時点で待機児童を解消し、その後も0人を継続する計画となっています。現在提出されている県内市町のプランも同様となっているため、令和5年度の目標を設定しました。  | 109人<br>(30年度)   | 0人           |
| 233  | 副指標 | 新規      | 保育士等キャリアアップ研修の修了者数(累計)          | 当該研修の受講は、保育士等の処遇改善の仕組みにおける要件となっており、計画的に修了者を増やすことで、賃金上昇及び離職防止を図ることができ、人材確保の観点から主指標である待機児童の解消につながるものであり、さらに、保育士等の資質向上が図られ、幼児教育・保育全体の充実にもつながることから選定しました。 | 処遇改善の受講要件にかかる経過措置期間が令和3年度末であり、それまでに研修を受講すべき保育士等を延べ人数で約8,000人と想定し、目標としました。そのうえで、令和4、5年度については、新たに処遇改善を受ける条件を満たす保育士や新規採用保育士等を約1,500人と見込み、その方々が研修を受講できることをめざし、目標を設定しました。 | 2,066人<br>(30年度) | 11,000人      |
| 233  | 副指標 | 継続      | 放課後児童クラブの待機児童数                  | 核家族化や就学前の保育ニーズの増加など、子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い放課後児童クラブの利用希望が増え、待機児童が発生しているおり、解消に向けた取組を強化していく必要があることから選定しました。  | 平成30年9月に国が発表した「新・放課後子ども総合プラン」では、「令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る」としているため、本県としても0となることをめざし、目標を設定しました。  | 55人              | 0人           |
| 233  | 副指標 | 新規      | 子どもの貧困対策市町数                     | 子どもの貧困対策に関する法律が改正され、市町の計画策定が努力義務となったため、各市町が計画を策定し、取組を進めることで県全体の貧困対策の底上げや取組の質の担保がされることが期待できることから選定しました。  | 「三重県子どもの貧困対策計画」の計画期間である令和2年度～6年度の5年間で、全市町において計画の策定等がされ、子どもの貧困対策の取組が進められていることをめざし、目標を設定しました。  | 2市<br>(30年度)     | 22市町         |
| 233  | 副指標 | 継続      | 「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合 | 発達支援が必要な児童を就学前に早期発見・支援するためには、保育所や幼稚園等で適切な支援が行われることが必要であり、支援ツールとして県が開発した「CLMと個別の指導計画」の活用を促進するため選定しました。   | 各保育所、幼稚園等の導入率について、全体で67.5%（公立80%、私立50%）となることをめざし、目標を設定しました。  | 53.8%<br>(30年度)  | 67.5%        |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                 | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】         | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|----------------------|---|--|----------------------|--------------|
| 241  | 主指標 | 継続      | 国民体育大会の男女総合成績        | 令和3年に本県で開催する三重とこわか国体において、天皇杯・皇后杯の獲得をめざすとともに、大会終了後も安定した競技力を確保する観点から、選定しました。                      | 令和3年の三重とこわか国体の後も安定した競技力を確保する観点から、10位台と設定しました。  | 14位                  | 10位台         |
| 241  | 副指標 | 継続      | 全国大会の入賞数             | ジュニア・少年選手から成年選手まで幅広い年齢層における本県の競技力向上対策の取組の成果があらわれる数値として選定しました。                                   | 令和3年の三重とこわか国体の後も、幅広い年齢層において安定した競技力を確保する観点から、150と設定しました。  | 162                  | 150          |
| 241  | 副指標 | 新規      | とこわか運動（県民運動）の取組数（累計） | 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催にあたり、県民力を結集して「する」「みる」「支える」といった様々な取組が必要となり、幅広い県民の皆さんに自発的に協力していただく観点から選定しました。 | 令和3年度の両大会の開催に向けて、伊勢志摩サミット開催時の県民の皆さんの自発的な取組のレガシーを生かし、サミットの応援事業（843取組）を上回る1,000取組を目標にしました。   | 130取組<br>(30年度)      | 1,000取組      |
| 241  | 副指標 | 継続      | 県営スポーツ施設年間利用者数       | 県営スポーツ施設の年間利用者数は、スポーツ施設の整備や施設管理に適切に取り組んだことへの効果を示すことから、選定しました。                                   | 平成29（2017）年から令和3（2021）年までの「みえスポーツイヤー」においては大規模大会の開催により利用者の大幅な増加が見込まれます。そのため、令和3年度までは、各スポーツ施設の平成30年度の実績のうち、大規模大会による増加分を除いた数値を毎年度1.5%ずつ増加させるとともに、大規模大会開催による増加見込み数を加えた数値を目標とします。令和4年度以降の目標値は、大規模大会の開催によりスポーツへの関心が高まることをふまえて、2%ずつ増加させることを目標として設定しました。 | 1,181,289人<br>(30年度) | 1,065,200人   |
| 242  | 主指標 | 継続      | 成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率  | 県民の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運を醸成するためには、まず自ら運動を始めることが重要であると考え、スポーツを「する」人の拡大を目標に設定しました。          | スポーツを「する」人の割合が3人に2人を上回れば、スポーツに参画する人がさらに拡大していくと考えられることから、三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催される令和3年度には、65%をめざし、両大会後はさらに毎年度3%増加させることを目標としました。   | 52.8%<br>(30年度)      | 71.0%        |
| 242  | 副指標 | 新規      | 県内スポーツ大会等への参加者数      | 地域のスポーツ活動が活性化し、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まることによって、スポーツ大会やスポーツイベントへの参加者数が増加することが期待できることから、目標項目として選定しました。  | 県内のスポーツ大会・スポーツイベントへの参加者が、令和元年度の実績見込みである197,000人から、約10%増加することをめざし、目標値を設定しました。   | 194,938人<br>(30年度)   | 218,000人     |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                               | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】     | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|------------------------------------|---|---|------------------|--------------|
| 242  | 副指標 | 新規      | 県が主催するスポーツ大会等への参加者数                | より多くの障がいのある人がスポーツや運動に親しむことができるよう、障がい者スポーツや運動を「する」「みる」「支える」裾野を拡大する必要があることから選定しました。         | 障がい者スポーツや運動を「する」「みる」「支える」県民の皆さんの維持・拡大に努め、5年間で250人程度増加させることをめざし、目標値を設定しました。  | 3,800人<br>(30年度) | 4,050人       |
| 251  | 主指標 | 新規      | 南部地域における若者の定住率                     | 南部地域においては、若者の人口流出が大きな課題であることから、若者の定住状況をあらわす指標として選定しました。                                   | 南部地域の若者の定住率は遞減傾向にあり、このまま推移すると仮定すると、令和5年度における若者の定住率は現状値から9.5%下がった46.1%となり50%を下回ります。令和5年度における若者の定住率を50.0%とすることを目標として設定しました。 | 55.6%<br>(30年度)  | 50.0%        |
| 251  | 副指標 | 新規      | 県の取組を通じて、暮らしの改善や仕事先の創出についた件数(累計)   | 若者の転出抑制やリターン者数の増加には、地域における生活サービスの充実や若者の働く場の確保が必要であることから選定しました。                            | 南部地域のすべての市町で2件以上の取組が行われることをめざして、目標を設定しました。  | -                | 30件          |
| 251  | 副指標 | 変更      | 県および市町村の施策を利した県外からの南部地域への移住者数(累計)  | 暮らしたくなる地域として南部地域に魅力を感じ、実際に移り住んだ人の数をあらわす指標であることから選定しました。                                   | 平成30年度までの4年間ににおける南部地域への移住者が約500人であったことやこれまでの傾向をふまえ、令和5年度までに約850人増加させ、累計1,350人とすることをめざし、設定しました。                            | 504人<br>(30年度)   | 1,350人       |
| 252  | 主指標 | 継続      | 東紀州地域における観光消費額の伸び率                 | 地域特性を生かした集客交流の実績と地域経済への影響をあらわす指標であることから選定しました。  | 「三重県観光振興基本計画(令和2年度～5年度)」をふまえ、東紀州地域における観光消費額もおおむね同様の伸び率を確保することをめざして、平成30年から12%以上増やし、112以上を目標として設定しました。                     | 100<br>(30年度)    | 112以上        |
| 252  | 副指標 | 継続      | 熊野古道の来訪者数                          | 地域資源の核である世界遺産熊野古道を生かした集客交流の実績をあらわす指標であることから選定しました。  | 地域のさまざまな主体と連携して、国内外から熊野古道への来訪を促進することにより、過去最高429千人を上回ることをめざし、430千人を目標として設定しました。  | 331千人<br>(30年度)  | 430千人        |
| 252  | 副指標 | 新規      | 東紀州地域の事業者等が商品やサービスの改良、業務拡大に取り組んだ件数 | 地域経済の活性化を図るためには、事業者等が商機拡大等の機会を得るだけでなく、その機会を生かし、商品やサービスの改良、業務拡大の取組につながるものが重要であることから選定しました。 | セミナー、商談会等に参加する事業者数を増やすとともに、令和5年度には、すべての参加事業者等において、商品やサービスの改良、業務拡大の取組がなされることをめざし、160件を目標として設定しました。                         | 83件<br>(30年度)    | 160件         |



| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                          | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】     | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|-------------------------------|--|--|------------------|--------------|
| 253  | 主指標 | 新規      | 農山漁村の活性化につながる新たな取組数（累計）       | 地域資源を生かしたビジネスや自然体験などの活動をより一層進め、農山漁村地域への定住や交流人口の増加につながる取組を進めます。このため、農山漁村地域に「住み続けたい」と感じられるような取組を進めるにあたり、その成果を的確に評価する指標として、「農山漁村の活性化につながる新たな取組数」を新たに選定しました。 | 農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした取組は、地域の活性化につながることから、毎年新たな取組を着実に増加させ、4年間で合計70の取組を実施する目標を設定しました。                           | —                | 70取組         |
| 253  | 副指標 | 継続      | 多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率    | 多面的機能の維持・発揮を図るため、それぞれの地域が共同作業で実施する地域資源の維持保全活動が将来にわたって継続的に実施される必要があることから、地域の共同活動の広がりや量を量る指標として「活動を行う農業集落率」を選定しました。  | 多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率は、毎年25集落増加させることで、現状値から4.8%増を目標に設定しました。   | 53.7%            | 58.5%        |
| 253  | 副指標 | 継続      | ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積 | 安心・安全な農村づくりを進めるため、発生が危惧される南海トラフ地震や近年激化する集中豪雨等に備え、農業用施設の防災対策を行い、被害防止を図る必要があることから、「被害が未然に防止される面積」を選定しました。  | 下流被害の大きいため池や排水機場等を計画的に整備することにより、被害が未然に防止される面積を、現状値から約1,020ha増の4,376haとすることを目標に設定しました。                          | 3,357ha          | 4,376ha      |
| 254  | 主指標 | 変更      | 県および市町の施策を利用した県外からの移住者数（累計）   | 県内への移住促進施策の効果をあらわす指標であることから選定しました。   | 平成30年度までの4年間における県および市町の施策を利用した県外からの移住者が1,022人であったことをふまえ、令和5年度までにその2倍となる約2,000人の増加を図り、累計3,070人とすることをめざし、設定しました。 | 1,022人<br>(30年度) | 3,070人       |
| 254  | 副指標 | 継続      | 移住相談件数                        | 三重県や県内市町に興味を持っていただいたり、移住先候補の一つとして選んでいただいたことをあらわす指標であることから選定しました。   | 平成30年度実績（1,414件）から毎年40件程度増加させ、1,600件となることをめざし、設定しました。  | 1,414件<br>(30年度) | 1,600件       |
| 254  | 副指標 | 新規      | 移住支援事業による移住就業数                | 移住相談の多い東京圏からの移住者の増加を図るため、移住支援事業は、注力する取組の一つであることから選定しました。   | 平成30年度に東京圏から企業に就職した移住者が29人であったことをふまえ、移住就業者をその2倍となる60人とすることをめざし、設定しました。   | —                | 60人          |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                                | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】   | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|-------------------------------------|---|---|----------------|--------------|
| 255  | 主指標 | 継続      | 県と市町の連携により地域づくりが成った取組数(累計)          | 県と市町が持続性ある地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の検討会議において、全県的な共通課題およびそれぞれの地域が抱える固有課題の解決に取り組んだ結果、成果があった取組数を目標とすることで、県と市町が連携した地域の活性化をめざす当施策の効果をあらわすことができることから選定しました。 | 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」における全県会議の検討会議、各地域防災総合事務所および各地域活性化局(9か所)別に設置する地域会議の検討会議でそれぞれ2取組の成果を得ることをめざし、120取組を目標として設定しました。 | 19取組<br>(30年度) | 120取組        |
| 255  | 副指標 | 新規      | 行財政運営の維持・向上に向けて行う町と県の研修会等の回数        | 地域の実情に応じた適切な行政サービスを提供するためには、県と市町が緊密な連携を進める必要があるため、県の持つ専門性を生かした市町との研修会等を催すことで、課題解決に向けた支援を行うとともに、パートナーシップの構築や相互理解にもつながることから選定しました。                              | 市町の意向や国動向、法令改正などを踏まえた研修会等を毎年度行うことをめざし、これまで継続的に研修しているテーマや、トレンドから今後の行財政運営に影響が考えられるテーマ等を想定し目標を設定しました。                | 11回<br>(30年度)  | 12回          |
| 255  | 副指標 | 新規      | 木曾岬干拓地の利用率                          | 木曾岬干拓地、大仏山地域等の活性化のためには、それぞれの利用計画などに基づき、土地等の利活用が進む必要があります。木曾岬干拓地の都市的土地利用区域については、企業への分譲を進める必要があることから選定しました。   | 県内公的工業団地の分譲傾向をふまえ、木曾岬干拓地の都市的土地利用区域において、第1期分譲地規模程度の方譲を進める必要があることから設定しました。  | 23.7%          | 33.8%        |
| 255  | 副指標 | 新規      | 過疎・離島・半島地域で県との連携により実施する地域活性化に資する事業数 | 過疎・離島・半島地域の活性化をより一層進めるためには、市町の事業検討段階から県が支援する等連携し、国の制度を活用して、効果的に取り組むことが必要であるため選定しました。  | 採択事業件数を、毎年度1事業ずつ増加させ、現状より50%増やす目標としました。   | 10事業<br>(30年度) | 15事業         |

### Ⅲ 拓く ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目   | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】     | 目標値<br>【令和5】    |
|------|-----|---------|--|---|---|------------------|-----------------|
| 311  | 主指標 | 新規      | 「みえフードイノベーション」や新たなブランドから生み出される県内事業者の商品等売上額（累計） | もうかる農林水産業の実現に向けて、多様なイノベーションの促進とブランド力の向上を図る指標として、生み出された商品等の販売額を選定しました。   | みえフードイノベーションプロジェクトから生み出された県内事業者の商品等の売上額及び新たに三重ブランドに認定された事業者の商品等の売上額の合計値（累計）を30億円とすることを目標に設定しました。  | 4億円              | 30億円            |
| 311  | 副指標 | 新規      | 企業等と連携したスマート農林水産業の実践数（累計）                      | 農林水産物の効率的な生産や品質向上を図るとともに、これらを活用した競争力の高い商品・サービスの開発などを加速させる必要があることから、企業等と連携したスマート農林水産業の実践数を目標として選定しました。                                   | 第二次行動計画期間中の実績である10件をベースに、「試すステージ」である令和2・3年度は15件増を、また、国がスマート農林水産業の本格的な現場実装をめざす令和4年度以降は、「導入するステージ」であることから、20件増を目標とし、令和5年度までの4年間で累計80件の実装を目標に設定しました。 | 10件              | 80件             |
| 311  | 副指標 | 新規      | 県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数（累計）                   | 県産農林水産物のブランド力の向上を図り、その魅力を効果的に消費者やバイヤー等に伝える必要があることから、指標として選定しました。  | 面的な広がりによってブランド化を進め、地域全体のブランド力向上をめざすため、4年間で各地域6者（計48者）の創出を目標に設定しました。   | 9者<br>(見込)       | 57者             |
| 311  | 副指標 | 新規      | 農林水産業の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数（累計）            | 農林水産業の国際認証に向けた取組を加速させるとともに、認証を取得した農林水産物の供給体制やプロモーションの強化を図り、販路開拓・拡大を進めることが必要であることから国際認証であるGAP、FSC認証、水産エコラベル等を活用した新たなマッチングによる取引件数を選定しました。 | 国際認証であるGAP等を活用した取引件数を、現状値から75件増加させ、85件まで高めることを目標に設定しました。  | 10件              | 85件             |
| 312  | 主指標 | 継続      | 農業産出等額   | 食料の安定供給とともに、「もうかる農業」の展開を本格化させることを通じ、農業所得を確保していくことが重要であることから選定しました。  | 農産物単価を現状水準と想定（経営所得安定対策等による支援措置を想定）した上で、農産物生産等の見通し、およびTPP11や日欧EPAの影響を考慮し、4年間で17億円の増を目標に設定しました。   | 1,211億円<br>(29年) | 1,228億円<br>(4年) |
| 312  | 副指標 | 継続      | 米、小麦、大豆の自給率（カロリーベース）                           | 県民に食料を安定的に供給していくためには、米、小麦、大豆の生産力を維持していくことが重要であることから選定しました。  | 県民のみなさんに米、小麦、大豆を安定的に供給していくためには、生産力を維持していくことが必要であることから自給率80%を目標に設定しました。  | 78.0%<br>(30年度)  | 80.0%<br>(4年度)  |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目  | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】           | 目標値<br>【令和5】          |
|------|-----|---------|---|--|---|------------------------|-----------------------|
| 312  | 副指標 | 新規      | 認定農業者の業<br>うち、他産同<br>従事者との所得<br>度を保している<br>者の割合 | もうかる農業の実現に向け、一定の所得を得られる経営体を育成・確保することが必要であることから選定しました。                                  | 他産業従事者と同等程度の所得を確保している者の割合が40%程度確保・育成することがあることから設定しました。  | 34.3%<br>(30年)         | 40.0%                 |
| 312  | 副指標 | 継続      | 基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率                           | 三重県農業を持続的に発展させていくためには、担い手への農地集積を円滑に進めることが重要となることから選定しました。                              | 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の見直しに向けて整理した67地区における基盤整備計画や各地区の集積目標等をふまえて設定しました。                                       | 43.0%<br>(見込)          | 55.2%                 |
| 313  | 主指標 | 変更      | 県産材素材生産量  | 林業が活性化し、緑の循環（木を植え、育て、収穫し、また植えること）によって森林づくりが進んでいることを表す指標として選定しました。                      | 製材、合板等の部門ごとの需要予測をふまえて、令和10年度の県産材素材生産量を現状の1.3倍にすることを定めた「三重の森林づくり基本計画2019」の目標を達成するため、令和5年度に必要な素材生産量を算定し、目標値に設定しました。 | 395千㎡<br>(30年度)        | 415千㎡                 |
| 313  | 副指標 | 新規      | 公益的機能増進森林整備面積（累計）                               | 公的な主体により森林を適正に管理することは、県土の保全や暮らしの安全・安心につながるものであり、森林の公益的機能の発揮を表す指標として選定しました。             | 環境林を中心に、人工林（スギ、ヒノキ）の材令構成等をふまえ、森林の有する公益的機能を発揮するために必要な森林整備量として定めた「三重の森林づくり基本計画2019」の目標と整合を図りつつ、令和元年度からの累計として設定しました。 | 1,476ha<br>(30年度)      | 11,650ha              |
| 313  | 副指標 | 新規      | 林業人材育成人数（累計）                                    | 「みえ森林・林業アカデミー」では、新たな視点や多様な経営感覚で森林の活用やビジネスを開拓できる人材を育成することとしており、林業人材の質的向上を表す指標として選定しました。 | 「みえ森林・林業アカデミー」の育成コースなどの研修等受講者数から定めた「三重の森林づくり基本計画2019」の令和10年度の林業人材育成人数目標を達成するために令和5年度に必要な育成人数（累計）を目標に設定しました。       | 54人<br>(30年度)          | 320人                  |
| 313  | 副指標 | 新規      | 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数                            | 地域に密着した森林環境教育・木育活動を展開し、「みんなで支える森林づくり」を進めるためには、指導者を育成していく必要があることから選定しました。               | 小学校区に1人に相当する規模と定めた「三重の森林づくり基本計画2019」の令和10年度の目標設定の考え方に基づき、令和5年度に必要な指導者数を目標に設定しました。                                 | 85人<br>(30年度)          | 200人                  |
| 314  | 主指標 | 新規      | 漁業産出額   | 「もうかる水産業」に向けた取組を展開していくことを通じて、漁業産出額を増加させることが重要であることから選定しました。                            | 海面漁業（養殖を含む）産出額を、現状値から4.9%増加させ、53,147百万円とすることを目標に設定しました。   | 50,654<br>百万円<br>(29年) | 53,147<br>百万円<br>(4年) |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目  | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】     | 目標値<br>【令和5】  |
|------|-----|---------|---|--|--|------------------|---------------|
| 314  | 副指標 | 新規      | 「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率                       | 「もうかる水産業」を的確に表す指標として、漁業所得の増加率を選定しました。  | 各地区が策定・実践する「浜の活力再生プラン」において、現状を100とし、すべての地区の平均所得を4年間で8%向上させることを目標に設定しました。   | 100<br>(30年度)    | 108<br>(4年度)  |
| 314  | 副指標 | 新規      | 沿岸水産資源の評価対象種の漁獲量に占める割合                            | 沿岸水産資源の適切な管理に向け、科学的知見を踏まえた資源管理を実施していくことを表す指標として「沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合」を選定しました。  | 資源評価対象種の漁獲量を過去3年間の平均値に回復させることで、資源評価対象種の漁獲量割合を32%増加させ、58%に高めることを目標に設定しました。  | 26.0%<br>(29年)   | 58.0%<br>(4年) |
| 314  | 副指標 | 新規      | 拠点漁港における耐震・耐津波対策をの実施した施設の整備延長(累計)                 | 防災・減災対策の進捗を的確に表す目標として、県管理の生産・流通拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長を選定しました。  | 優先的に取り組む必要がある県管理の生産・流通拠点漁港の設備の耐震・耐津波対策整備について、整備延長の累計を716mとすることを目標に設定しました。  | 516m<br>(見込)     | 716m          |
| 321  | 主指標 | 変更      | 三重県版経営向上計画の認定を受けた中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した企業の割合 | 三重県版経営向上計画は、三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づき、県内企業の経営力向上をめざして行う主要な取組であり、認定を受けて経営力向上に取り組んだ企業が営業利益を確保することが、本県経済の持続的発展につながることから指標として選定しました。 | 現状値(66.8%)から毎年1%ずつ向上させ、令和5年度に大企業並みの71.0%に到達することを目標に設定しました。   | 66.8%<br>(30年度)  | 71.0%         |
| 321  | 副指標 | 継続      | 三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数(累計)                    | 三重県中小企業・小規模企業振興条例の推進を図るためには、中小企業・小規模企業が主体的に経営向上に係る取組を進めることが重要であることから、その成果となる経営向上計画や経営革新計画の認定件数を指標として選定しました。                  | 平成26～30年度までの5年間の平均実績(356件(三重県版経営向上計画328件、経営革新計画28件))や支援スタッフ数、さらに今後はフォローアップにより重点を置くことを勘案した上で、毎年380件ずつ増やし、令和5年度に累計で4,455件を目標に設定しました。 | 2,579件<br>(30年度) | 4,455件        |
| 321  | 副指標 | 新規      | 事業承継計画お継承計画の作成件数および特例承継計画の承認件数の合計(累計)             | 後継者難による廃業を食い止めるためには、経営者が事業承継の課題に気づき、具体的な準備を始める必要があることから、事業承継計画の作成件数および特例承継計画の承認件数を指標として選定しました。                               | これまでの事業承継計画等の策定数(年間63件程度)に加え、税制面での特例措置(H30法人版、H31個人版)が創設されたことをふまえ、毎年100件(事業承継計画の作成70件、特例承継計画の承認30件)ずつ増やし、令和5年度に累計で400件を目標に設定しました。  | -                | 400件          |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                             | 選定理由  | 令和5年度目標値設定理由  | 現状値【令和元】      | 目標値【令和5】 |
|------|-----|---------|----------------------------------|---|---|---------------|----------|
| 321  | 副指標 | 新規      | 県内中小企業B業におけるCP等の策定件数(累計)         | 中小企業・小規模企業が自然災害等に備えて、人命の安全確保や、発災時の混乱回避、中核となる事業の継続あるいは早期復旧にしっかりと取り組むことを目標として、BCP等の策定件数を指標として選定しました。                            | 今後の市町および商工会・商工会議所の推進体制の強化を考慮するとともに、これまでの策定件数2,500件(推計)を踏まえ、令和5年度までに新たに累計2,500件の策定を目標に設定しました。  | -             | 2,500件   |
| 322  | 主指標 | 新規      | 県内ものづくり産業の新たな製品開発等件数(累計)         | 県内ものづくり産業の高付加価値化や競争力強化を図るためには、新たな製品開発や事業化、実用化につなげることが重要であることから選定しました。   | 新たな商品開発や事業化等につながる取組を促進することにより、平成30年度実績値(25件)を参考に毎年度1件ずつ増やし、令和5年度に累計で110件を目標に設定しました。   | -             | 110件     |
| 322  | 副指標 | 新規      | 技術開発や技術課題解決に向けた共同研究等に取組んだ企業数(累計) | 急速な技術革新や顧客ニーズの多様化に対応するためには、さまざまな主体が連携したイノベーションによる新たな価値の創出が重要であることから選定しました。  | 県内企業の技術開発や技術課題解決に向けた共同研究等を高等教育機関等と連携して促進することにより、平成29年度実績値(35社)、平成30年度実績値(27社)を参考に、令和2年度目標値を36社とした上で、毎年度1社ずつ増やし、令和5年度に累計で150社を目標に設定しました。 | -             | 150社     |
| 322  | 副指標 | 新規      | 技術人材育成等参加企業数                     | 三重県経済をけん引するものづくり産業の競争力強化を図るためには、それを支える技術人材を育成することが重要であることから選定しました。  | ものづくり産業を支える技術人材育成に取り組む企業を増加させるため、県内ものづくり企業に対する技術人材育成講座を積極的に開催することにより、平成30年度実績を上回る年100社を目標値として設定しました。                                    | 77社<br>(30年度) | 100社     |
| 322  | 副指標 | 新規      | 四日市コンビナートの競争力強化・先進化に向けた取組数       | 四日市コンビナートが今後も本県ものづくり産業を支えるコンビナートとして持続していくためには、コンビナートのスマート化による生産性向上や操業環境の向上、技術人材の育成等により競争力強化・先進化を進めることが重要であることから選定しました。        | コンビナート企業と行政が連携し競争力強化や先進化に向けた取組を促進することにより、平成30年度実績(4件)を参考に1件増加させ、毎年度5件を目標に設定しました。  | 4件<br>(30年度)  | 5件       |
| 323  | 主指標 | 新規      | 今後三重県が創出する分野別商品・サービスの創出件数(累計)    | Society 5.0時代への対応を見据え、今後、三重県経済をけん引する産業を創出していくためには、県内企業が、さまざまな産業分野において、新たな発想やICT等の活用による事業展開や、商品・サービスの創出等を行うことが重要であることから選定しました。 | 事業所アンケートで得られている企業の取組意向や令和2年度で予定している事業規模等を考慮して基本事項ごとに設定する目標値を毎年5件増としていくことで、令和5年度の累計目標値を138件と設定しました。                                      | -             | 138件     |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                                 | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】     | 目標値<br>【令和5】    |
|------|-----|---------|--------------------------------------|--|---|------------------|-----------------|
| 323  | 副指標 | 新規      | 今後、三重県経済をけん引することが期待される産業分野における人材の育成数 | Society 5.0時代を見据え、今後、三重県経済をけん引する産業を創出するためには、新しい価値を創造する人材、ICT等の技術を活用する人材の育成が必要です。こうした分野における人材の育成を支援していく必要があることから選定しました。 | 事業所アンケートで得られている企業の取組意向や令和2年度で予定している事業規模等を考慮して計画初年度の目標値を225名とし、新たに育成する人数を毎年60名増としていくことで、令和5年度の目標値を405人と設定しました。 | -                | 405人            |
| 323  | 副指標 | 新規      | 産学官連携プラットフォームを活用したプロジェクト数(累計)        | データ活用プロジェクトが増えることにより、ICT等の利活用やデータサイエンスによる新価値の創出、地域課題の解決にかかる取組がさまざまな分野での新事業創出につながることから選定しました。                           | 11の行政分野と同数程度のプロジェクトの立ち上げを基本に、庁内にデータ活用の機運醸成を図ることによりこれを上回るプロジェクト件数をめざし、12件を累計目標値として設定しました。                      | -                | 12件             |
| 323  | 副指標 | 継続      | 新エネルギーの導入量(世帯数換算)                    | 地域エネルギー力の向上を図るためには、社会基盤として地域との調和が図られるよう新エネルギーの導入を促進することが重要であることから選定しました。   | 三重県新エネルギービジョンの長期目標値(令和12年度)と県内における今後の導入見込みをもとに、令和5年度の目標値を747千世帯に設定しました。                                       | 668千世帯<br>(30年度) | 747千世帯<br>(4年度) |
| 324  | 主指標 | 継続      | 県内への設備投資目標額に対する達成率                   | 多様な産業による活発な事業活動が展開され、国内外から新たな企業の立地や県内企業の再投資が行われることを示す指標であることから選定しました。  | 平成24～30年度に県が関与した企業の設備投資額の年平均額4年分の10%増(2,940億円)とし、令和5年度にその100%達成をめざして、年25%ずつ進めていくことを目標に設定しました。                 | -                | 100%            |
| 324  | 副指標 | 変更      | 企業立地件数(累計)                           | 国内外から新たな企業の立地や県内企業の再投資が行われていることを示す指標であることから選定しました。   | 平成24～30年に県が関与した立地件数の年平均件数(太陽光除く)4年分の10%増とし、令和5年に累計で200件達成をめざして、年50件ずつ進めていくことを目標に設定しました。                       | -                | 200件            |
| 324  | 副指標 | 継続      | 企業環境の改善に向けた取組件数(累計)                  | 企業の操業環境の改善に向けた取組状況を最もわかりやすい指標として選定しました。  | 平成28～30年度における操業環境の改善に向けた取組の年平均件数の10%増の4年分とし、令和5年度に累計で28件の取組をめざすことを目標に設定しました。                                  | -                | 28件             |
| 331  | 主指標 | 継続      | 観光消費額                                | 観光のもたらす経済的効果を把握する基本的な指標であることから選定しました。  | 旅行者の周遊性、滞在性を高める取組および外国人旅行者の来県促進等により、令和5年には6,000億円以上の観光消費額をめざします。  | 5,338億円<br>(30年) | 6,000億円<br>以上   |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目  | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】     | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|---|--|--|------------------|--------------|
| 331  | 副指標 | 変更      | 観光客満足度                                      | 本県を訪れる観光客の周遊性・滞在性の向上やリピーターの創出、「客が客を呼ぶサイクル」の確立等につなげるためには、観光の魅力づくり、観光の基盤づくりを推進し、観光客の満足度を高めていくことが重要であることから設定しました。 | 観光の魅力づくり・人づくり、観光の基盤づくり等の総合的な取組を通じて、平成30年度に達成した過去最高である94.9%の高水準を維持し、令和5年度まで継続して95%以上とすることをめざします。                          | 94.9%<br>(30年度)  | 95.0%<br>以上  |
| 331  | 副指標 | 継続      | 県内の延べ宿泊者数                                   | 本県に宿泊した旅行者数を把握するための基本的な指標であることから選定しました。  | 旅行者の周遊性、滞在性を高めることで日帰りから宿泊への移行や、外国人旅行者の増加等により、令和5年には950万人の延べ宿泊者数をめざします。   | 890万人<br>(30年)   | 950万人        |
| 331  | 副指標 | 継続      | 県内の外国人延べ宿泊者数                                | 本県に来訪した外国人旅行者数を把握するための基本的な指標であることから選定しました。   | 外国人延べ宿泊者数の増加に向けた取組をさらに加速させ、令和5年には68万人の外国人延べ宿泊者数をめざします。   | 34万人<br>(30年)    | 68万人         |
| 332  | 主指標 | 新規      | 三重県産品を購入したい・三重観光旅行で三重へ行ってみたい人の割合            | 「購入したい三重県産品がある」・「観光旅行で三重へ行きたい」と考える人の割合を増やすことは、営業活動に取り組んだ成果であることから選定しました。                                       | これまでの実績で最高値であった平成28年度（伊勢志摩サミット開催年）の69.8%を上回る、70.0%を令和5年度の目標値としました。   | 66.6%<br>(30年度)  | 70.0%        |
| 332  | 副指標 | 変更      | 営業活動に関するネットワークを生かしたイベント実施件数（累計）             | これまでの営業活動でネットワーク化した、応援企業、応援店舗や、市町・関係機関等と連携してイベントを実施することは、三重の魅力効果を効果的に発信することになり、販路拡大・観光誘客につながることから選定しました。       | これまでの実績で最高値であった平成30年度（585件）を上回る590件を単年度の実施目標に、また、東京オリパラ大会が開催される令和2年度は首都圏でのイベント開催を10件上積みし、4年間の累計2,370件を令和5年度の目標値としました。    | —                | 2,370件       |
| 332  | 副指標 | 新規      | 首都圏営業拠点「三重テラス」の利用者数                         | 三重テラスを利用していただくことで、三重ファンの獲得・深化、口コミによる情報発信、三重県への観光誘客、県産品の販路拡大などにつながることから選定しました。                                  | これまでの実績で最高値であった平成28年度（伊勢志摩サミット開催年）の201,348人を上回る、20.2万人を令和5年度の目標値としました。   | 18.5万人<br>(30年度) | 20.2万人       |
| 332  | 副指標 | 新規      | 伝統産業・地場産業の技術活用、商品開発、販路開拓、情報発信に取り組んだ事業者数（累計） | 伝統産業・地場産業等の技術や地域資源を活用したプロジェクトを展開することで、商品開発、販路開拓、情報発信等に取り組む事業者が増加し、産業の活性化や地域経済の活性化につながることから選定しました。              | 伝統産業・地場産業事業の販路開拓支援、マッチング、情報発信等の取組実績は年平均80件であることから、年間100件を目標のベースとし、さらに毎年10件ずつ連携事業者数が増加することをめざし、4年間の累計460件を令和5年度の目標値としました。 | —                | 460件         |



| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                      | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】    | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|---------------------------|---|--|-----------------|--------------|
| 333  | 主指標 | 新規      | 海外展開に取り組んでいる県内企業の割合       | 「輸出」、「海外拠点の設立」、「外国人観光客の受入」の増加が経済活動における国際展開の状況を示していることから選定しました。  | 全国の中小企業の海外展開の状況を参考として、計画期間内に全国平均(22.0%)を追い越すことをめざして、令和5年度の目標値を24.0%に設定しました。  | 19.9%           | 24.0%        |
| 333  | 副指標 | 継続      | 県が海外展開の支援・関与企業を行った企業数(累計) | 本県が構築した海外の政府・自治体等との関係や本県の海外展開の取組が県内企業の海外事業展開に結びつくことから選定しました。  | 第二次行動計画の目標値累計64社(年間平均16社)を達成する見込みであることから、第三次行動計画ではそれを上回ることをめざし、令和5年度の目標値を累計80社(年間平均20社)に設定しました。  | —               | 80社          |
| 333  | 副指標 | 新規      | 国際的な視野を持つ若者を取り組んだ件数       | 産業を支えるのは人であり、県内中小企業の海外展開を後押しするには、中長期的な観点に立ったグローバル人材の育成が必要であることから、県が積極的な支援を行っていくこととして選定しました。           | 東京オリパラが開催される令和2年度に、現状値(8件)に県内のホストタウンの数と同じ6件を上積みすることとし、その後毎年2件ずつ増やすことで、現状値の倍を上回る20件をめざすこととして設定しました。   | 8件              | 20件          |
| 341  | 主指標 | 変更      | 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合   | 若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、県内企業への就職を促進することで、県経済の持続的な発展につながることから選定しました。                             | 県内高等教育機関の県内就職率については、県内大学等と連携しながら、保護者会への積極的な参加や、SNSの利用など、県内企業とのさらなる認知度向上等に取り組むことにより、学生の県内就職を促進し、平成30年度の実績48.9%から令和5年度に54.0%をめざします。また、就職支援協定締結大学の県内就職率については、平成30年度の実績33.2%から令和5年度に45.0%をめざします。これらを合わせて、令和5年度の目標値を50.0%に設定しました。 | 44.8%<br>(30年度) | 50.0%        |
| 341  | 副指標 | 変更      | おしごと広場みえ等に登録した求職者の就職率     | 本指標は主指標と比較すると母数は少ないものの、主指標では評価が難しい離転職者や、就職氷河期世代の無業者等を含んでおり、主指標を補足するものであるとともに、施策を適切に表す指標であることから選定しました。 | おしごと広場みえの就職率は、平成30年度の実績60.0%を年1ポイントずつ高め、令和5年度に65%をめざします。また、地域若者サポートステーションの就職率は、ひきこもり支援機関等の関係機関との連携を強化することにより、平成30年度の実績48.2%から令和5年度に60.0%をめざします。これらを合わせて、令和5年度の目標値を64.0%と設定しました。  | 57.6%<br>(30年度) | 64.0%        |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                   | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】    | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|------------------------|---|---|-----------------|--------------|
| 341  | 副指標 | 新規      | インターンシップ実施率            | インターンシップは、県内企業の魅力発信や、離職防止につながることから、本指標は主指標を補足するものであるとともに、施策を適切に表す指標であることから選定しました。   | インターンシップ受入可能企業数は、企業のインターンシップ実施に向けた取組を強化することで、比較可能な直近の実績131社から令和5年度に260社をめざします。<br>また、実際に受け入れた企業数は、比較可能な直近の実績44社から令和5年度に135社をめざします。<br>こうしたことから、副指標の令和5年度の目標値を52.0%と設定しました。                                  | —               | 52.0%        |
| 342  | 主指標 | 継続      | 多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 | 平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行されており、これを契機に県内事業所における働き方の見直しや、多様な就労形態の導入を一層促進していくことが重要であることから選定しました。  | 多様な就労形態を導入している企業は、小規模ほど取組が進んでいない状況であることから、従業員規模50人未満の事業所では、50人以上の企業の実績値である8割台をめざします。<br>また、従業員規模50人以上の事業所においては、直近の伸び率(0.7%)を超える年1.0%の上昇をめざします。<br>これらを合わせて、令和5年度に多様な就労形態に取り組む県内事業所の割合を81.4%にすることを目標に設定しました。 | 72.6%<br>(30年度) | 81.4%        |
| 342  | 副指標 | 継続      | 民間企業における障がい者の法定雇用率の達成率 | 本県は中小企業の割合が高く、より多くの中小企業において障がい者の雇用が促進されることにより、身近な地域での障がい者の就労の場を拡大させていくことが重要であることから選定しました。   | 平成30年6月1日現在、本県は58.1%で全国9位となっています。さらに引き上げを図ることとし、5年後に全国トップクラス(佐賀県66.3%)をめざす目標として設定しました。  | 58.1%<br>(30年度) | 66.3%        |
| 342  | 副指標 | 新規      | 外国人雇用に関する事業者の満足度       | 外国人雇用にあたって事業所はさまざまな課題(人材の確保・育成や就労環境の整備、職業生活上の支援等)を抱えていることから、課題解決につながる有用な情報を提供するセミナー等を開催し、事業所の取組を加速させることが、外国人が働きやすい職場環境づくりにつながると考えられることから選定しました。 | 事業所を対象とした経営相談利用者の満足度調査結果(94.3%)を参考として、セミナー等に参加した事業所の満足度を段階的に増やし、令和5年度には同調査結果を上回る95.0%となることをめざす目標として設定しました。  | —               | 95.0%        |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目   | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】        | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|--|---|---|---------------------|--------------|
| 351  | 主指標 | 継続      | 県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動を支援する道路の新規延長（累計）              | 道半ばにある道路網の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応し、県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動を推進する必要があることから選定しました。                                       | 県民生活の安全性・利便性の向上および令和3年の「三重とこわか国体・三重とこわか大会」開催に向けた道路ネットワークの形成をめざし、また近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の自然災害に備えるため、令和5年度末までに29.6km新規供用することを目標値として設定しました。 | —                   | 29.6km       |
| 351  | 副指標 | 新規      | 橋梁の修繕完了率   | 平成25年度の道路法改正等を受けて道路管理者は全ての橋梁について5年に1度近接目視による点検が義務付けられました。県では、定期点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁について、「点検完了後、おおむね5年以内（次回点検まで）に計画的に修繕を実施していく」という独自の目標を定めており、副指標としてもふさわしいことから選定しました。 | 県では、定期点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁について、「点検完了後、おおむね5年以内（次回点検まで）に計画的に修繕を実施していく」という独自の目標を定めており、副指標としてもふさわしいことから選定しました。                          | 100%                | 100%         |
| 351  | 副指標 | 新規      | 県管理港湾における岸壁等の更新延長（累計）                                | 岸壁等の港湾施設の安全性、利便性を確保し、県民の生活や経済活動を支えるため、更新を実施し、施設の長寿命化を図る必要があることから選定しました。   | 岸壁等の港湾施設について、更新が必要な施設を今後の事業計画の見通しを勘案し、令和5年度末までに470mを整備することを目標値として設定しました。  | 240m                | 470m         |
| 352  | 主指標 | 継続      | 県内の鉄道とバスの利用者数  | 公共交通網を確保していくためには、人口減少社会においても、利用者数を減らさないことが重要であることから選定しました。  | 人口減少などにより公共交通の利用者数は減少傾向にあることから、直近の実績値を維持することが重要と考え、目標値を設定しました。  | 116,975千人<br>(29年度) | 116,975千人    |
| 352  | 副指標 | 新規      | 地域公共交通会議等において、生活交通の確保に向けた新たな交通手段の導入について検討を開始した件数（累計） | 地域の生活交通を維持するために、地域住民、行政、事業者など地域の関係者が参画し、地域の実情に応じた新たな取組の検討を行うことが重要であることから選定しました。   | 今後、人口減少や高齢化が進むことにより、地域の交通を取り巻く状況はさらに厳しくなると予測される中、高齢者等交通弱者への対策として、地域が実情に応じた移動手段の確保に向けた検討を今後積極的に行うべきと考え、現状の検討件数から毎年2件ずつ増やしていく目標を設定しました。   | 5件                  | 13件          |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目   | 選定理由  | 令和5年度目標値設定理由   | 現状値【令和元】 | 目標値【令和5】 |
|------|-----|---------|--|---|--|----------|----------|
| 352  | 副指標 | 新規      | 高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を行った地域数                  | いつまでも住み続けられる地域であるためには、地域住民、事業者、行政など全ての主体が、地域のバスや鉄道を中心とした公共交通の必要性と重要性を理解し、公共交通の維持・活性化に向け、移動手段を適切に選択することが重要であることから選定しました。 | 高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を促進するために、多様な主体と連携しながら、これまでの取組に加え、新たな手法による取組を進めるなどして、実施する地域を毎年2地域ずつ増やしていく目標としました。                                     | 6地域      | 14地域     |
| 352  | 副指標 | 新規      | リニア中央新幹線に対する啓発活動の実施件数（累計）                        | 令和5（2023）年頃には、名古屋・大阪間の環境アセスメントの着手が予想される中、リニア事業の円滑な着手や実施に向けては、県民の皆さん等の気運醸成に注力して取り組む事が重要であることから選定しました。                    | 令和5（2023）年頃には、名古屋・大阪間の環境アセスメントの着手が予想されることから、県が作成するリニア中央新幹線の啓発パンフレット等を活用し、県民の皆さん等の気運醸成を図るため、県内各地域で啓発活動を実施し、令和5年度までに累計60件実施することをめざし、目標を設定しました。 | —        | 60件      |
| 353  | 主指標 | 新規      | 新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定（変更）が行われた都市計画区域の数（累計） | 改定後の新都市計画区域マスタープランに沿って都市政策が進められていることを示す指標であることから選定しました。   | 用途地域が指定されている13の都市計画区域のうち、過半数の7区域において、県、市町により都市計画決定（変更）が行われることを目標として設定しました。   | —        | 7区域      |
| 353  | 副指標 | 新規      | 街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長（累計）                    | 街路整備が完成することにより、県民の安全・安心で快適な歩行空間の確保や都市防災機能の向上などにつながることから選定しました。  | 街路の事業計画をふまえて年度ごとの計画を着実に進めることを目標に、計画の合計延長（累計）を設定しました。   | —        | 1,290m   |
| 353  | 副指標 | 継続      | 県営および市営住宅の長寿命化工事の達成割合                            | 既存住宅の活用に向け、予防保全の観点から、県および市町の公営住宅の長寿命化を進め、さらに県全体に波及させる必要があることから選定しました。   | 県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく改修計画の達成をめざして目標に設定しました。   | —        | 100%     |
| 354  | 主指標 | 変更      | 被災想定区域等で地籍調査に取り組む市町数                             | 南海トラフ地震等の災害からの復旧・復興に資する取組として、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、地籍調査の防災上の効果が高い区域を優先的に取り組んでいくことが重要であることから主指標として選定しました。                  | 令和元年度の実施市町数が21市町であることから、各年度の被災想定区域等で地籍調査に取り組む市町数を段階的に増やしていくことをめざし、25市町を目標値として設定しました。   | 21市町     | 25市町     |
| 354  | 副指標 | 継続      | 管路の耐震適合格率  | 南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を計画的に進めることが重要であることから選定しました。   | 平成29年3月に策定した三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）に基づき、同計画における成果指標の進捗を目標値として設定しました。  | 62.9%    | 66.3%    |

| 施策番号 | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目              | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】 | 目標値<br>【令和5】 |
|------|-----|---------|-------------------|--|---|--------------|--------------|
| 354  | 副指標 | 変更      | 地籍調査の効率化に取り組んだ市町数 | 地籍調査の推進に向け、新技術の導入や国の直轄調査の活用など、より効率化を行っていくことが重要であることから副指標として選定しました。 | 令和元年度の実施市町数が18市町であることから、各年度の地籍調査において、効率的な取組を行う市町数を段階的に増やし、最終年度には22市町において取り組むことを目標として設定しました。 | 18市町         | 22市町         |



## 2. 「地方創生の実現に向けて」の数値目標

地方創生の実現に向けた4つの対策「活力ある働く場づくり」、「未来を拓くひとづくり」、「希望がかなう少子化対策」、「魅力あふれる地域づくり」に設定した「数値目標」の一覧です。

|            | 数値目標                    | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】       | 目標値<br>【令和5】       |
|------------|-------------------------|--|---|--------------------|--------------------|
| 活力ある働く場づくり | 県内総生産<br>(実質)           | 人口減少下においても、AI・IoTを活用して生産性の向上を図り、地域の自立かつ持続的な活性化を実現していくことが必要であることから、「県内総生産(実質)」を数値目標として選定しました。     | みえ県民力ビジョン策定時(平成24年度)から経済成長率が公表されている平成29年度までの本県の実質経済成長率の平均値は1.45%です。この1.45%を上回る年平均1.5%の実質経済成長率をめざし、8兆6,289億円(4年度)を目標値に設定しました。  | 8兆99億円<br>(29年度速報) | 8兆6,289億円<br>(4年度) |
|            | 県内就業者数                  | 若者をはじめとする働く世代の県内定着を図っていくためには、活力ある「働く場」を創出していくことが重要であることから、「県内就業者数」を数値目標として選定しました。                | 生産年齢人口が減少する中で、高齢者、女性、若者など多様なニーズに対応した就業支援、安心して働ける職場環境づくり等に取り組む、現状の水準を維持することをめざし、900,000人(3年度)を目標値に設定しました。  | 913,924人<br>(28年度) | 900,000人<br>(3年度)  |
| 未来を拓くひとづくり | 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合 | 若者の県内企業への就職を促進することで、県経済の持続的な発展とともに、若者の経済的基盤の確立につながることから、「県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合」を数値目標として選定しました。 | 県内高等教育機関の県内就職率については、県内大学等と連携しながら、保護者会への積極的な参加や、SNSの利用など、県内企業のさらなる認知度向上等に取り組むことにより、学生の県内就職を促進し、平成30年度の実績48.9%から令和5年度に54.0%をめざします。<br>また、就職支援協定締結大学の県内就職率については、平成30年度の実績33.2%から令和5年度に45.0%をめざします。<br>これらを合わせて、令和5年度の目標値を50.0%に設定しました。 | 44.8%<br>(30年度)    | 50.0%              |
|            | 若者の定住率                  | 若い世代が活躍できる可能性を広げ、県内に定住してもらうことが、地域の自立かつ持続的な活性化を実現していくためには、重要であることから、「若者の定住率」を数値目標として選定しました。       | 地方創生の取組が開始された平成27年度から平成30年度までの「若者の定住率」の最高値87.37%を目標値に設定しました。  | 87.37%<br>(30年度)   | 87.37%             |

|             | 数値目標                              | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】               | 目標値<br>【令和5】  |
|-------------|-----------------------------------|---|--|----------------------------|---|
| 希望がかなう少子化対策 | 県の合計特殊出生率                         | 本県の少子化対策の方針である「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」と整合を図り、「子どもスマイルプラン」の総合目標を数値目標として選定しました。                         | 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の総合目標に記載されている内容を目標として設定しました。なお、目標期間について、結婚や妊娠、出産は個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、県民の皆さんに対して出産を押し付けるようなイメージを与えないよう、期限や年度ごとの目標数値を設定しないこととします。   | 1.54<br>(30年度)             | 2020年代半ばに、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準（「希望出生率」）である1.8台に引き上げます。 |
|             | 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合 | 本県の少子化対策の方針である「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」と整合を図り、「子どもスマイルプラン」の総合目標を数値目標として選定しました。                         | 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の総合目標に記載されている内容をふまえ、1年あたり2ポイントを上昇させた場合に到達する水準61.5%を目標値に設定しました。  | 51.5%<br>(30年度)            | 61.5%   |
| 魅力あふれる地域づくり | 県外への転出超過数                         | 人口の県外への流出抑制と県内への流入促進を図り、人口減少に歯止めをかけていくことが重要であることから、「県外への転出超過数」を数値目標として選定しました。                     | 北中部では概ね2022年から5年後の2027年までに転出超過数を0、南部地域では2035年から5年後の2040年までに転出超過数を0にすることをめざし、2027年まで毎年374人ずつ（北中部278人、南部96人）、2028年から2040年まで毎年96人ずつ（南部96人）転出超過数を改善することとしていることから、毎年374人ずつ改善することをめざし、2,729人を目標値に設定しました。 | 4,225人<br>(30年度)           | 2,729人  |
|             | 健康寿命                              | 量だけでなく質も重視した地方創生の実現をめざし、県民の皆さん一人ひとりがいきいきと安心して豊かに暮らせる地域づくりを進めていくことが重要であることから、「健康寿命」を数値目標として選定しました。 | 平均寿命と健康寿命の差を縮めるため、健康寿命の伸びの目標値を平均寿命の伸びを1割上回る値（男性0.23歳、女性0.11歳）を目標値に設定しました。  | 男性78.5<br>女性80.9<br>(29年度) | 男性79.6<br>女性81.4<br>(4年度)                               |



### 3. 行政運営の取組の数値目標

各行政運営の取組に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「主指標」と、施策を適切に評価する際に、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標である「副指標」の一覧です。

#### Ⅰ 行政運営 ～施策の推進を支えるために～

| 施策番号  | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                     | 選定理由   | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】    | 目標値<br>【令和5】 |
|-------|-----|---------|--------------------------|--|--|-----------------|--------------|
| 行政運営1 | 主指標 | 変更      | 各施策の「主指標」の達成割合           | 施策は「みえ県民カビジョン」において県民の皆さんを直接の対象としてサービスを提供する政策体系の全てを網羅しており、「みえ県民カビジョン」の進行管理を行う上で適当であることから選定しました。   | 第二次行動計画において「主指標」に相当する「県民指標」の達成割合（50.8%（平成30年度））および目標数値をふまえて、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていることや、主指標は、県がさまざまな主体との協創の取組によって得られる成果をあらわす指標であることから、70%が妥当であると考え設定しました。 | 50.8%<br>(30年度) | 70.0%        |
| 行政運営1 | 副指標 | 変更      | 各施策の「副指標」の達成割合           | 「みえ県民カビジョン」の推進を図っていくために、各施策における県（行政）の取組を着実に進めていく必要があることから、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標として選定した各施策の「副指標」の達成割合を選定しました。 | 第二次行動計画における「県の活動指標」の達成割合（66.2%（平成30年度））および目標数値をふまえて、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていることや、副指標は、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる代表的な指標であることから、80%が妥当であると考え設定しました。          | 66.2%<br>(30年度) | 80.0%        |
| 行政運営1 | 副指標 | 変更      | 広域的な課題解決に向けた新たな連携取組数（累計） | 県境を越えた広域的な課題を解決するためには、具体的な連携した取組が必要であることから、県が取り組んだことを的確にあらわす指標として選定しました。   | 第二次行動計画での取組をふまえて、毎年10件程度、4年間で40件程度の取組を新たに開始することをめざして設定しました。  | —               | 40件          |
| 行政運営1 | 副指標 | 継続      | 地域活動を行っている県民の割合          | 県民が自立し、行動することで協創の三重づくりを推進できるため、公益的活動への県民の参加促進は協創の推進につながると判断し、選定しました。   | 国のボランティア活動に関する調査結果の他都道府県との比較をふまえて、令和5年度に5ポイント引き上げをめざして（年1%増）、令和5年度の目標値を26.5%に設定しました。   | 21.5%<br>(30年度) | 26.5%        |
| 行政運営2 | 主指標 | 継続      | 行財政改革取組の達成割合             | 次期の行財政改革取組では、第2次と同様に具体的取組ごとに工程を設定しており、全ての具体的取組のうち達成した取組の割合を目標とすることが、全体としての進行管理を行う上で適当と判断されることから選定しました。                                       | 次期の行財政改革取組は令和2年度～5年度を取組期間としており、この期間内に全ての具体的取組を達成すべきであると考え、設定しました。  | —               | 100%         |

| 施策番号  | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目  | 選定理由  | 令和5年度目標値設定理由  | 現状値【令和元】          | 目標値【令和5】 |
|-------|-----|---------|---|---|---|-------------------|----------|
| 行政運営2 | 副指標 | 継続      | 事務改善取組の実践（「MIE職員力アワード」への応募）                 | 職員の自主的・創造的な改善・改革の取組等を讃える表彰制度である「MIE職員力アワード」に応募する所属の割合が高まることは、より質の高い行政サービスの提供事例が幅広く行われていることをあらわすことから選定しました。                        | 第二次行動計画期間における実績をふまえ、県庁内の改善・改革活動をさらに幅広く展開していくことが必要と考え、92%とすることを目標に設定しました。            | 79.3%<br>(30年度)   | 92.0%    |
| 行政運営2 | 副指標 | 新規      | 「コンプライアンスの徹底」に取り組んだ所属（知事事務局等、教育委員会、警察本部）の割合 | 県民の皆さんからの信頼回復に向け、コンプライアンスの徹底を図る取組を進める必要があることから選定しました。   | コンプライアンスの徹底に向けた目標を確実に達成していく必要があることから、令和5年度まで各年度100%と設定しました。                         | -                 | 100%     |
| 行政運営3 | 主指標 | 新規      | 経常収支適正度                                     | 経常的支出が高水準にあることが県財政の硬直化を招いており、予算編成の段階で経常的支出の規模を管理するため選定しました。   | 一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持するため、現状値の99.8%を段階的に引き下げることをめざし、令和5年度の目標値を99.0%に設定しました。         | 99.8%             | 99.0%    |
| 行政運営3 | 副指標 | 継続      | 県債残高  | 持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債残高（臨時財政対策債等を除く）を抑制することが必要であることから選定しました。   | 今後、現状値を把握し、目標値を設定します。   | 7,722億円<br>(30年度) | (検討中)    |
| 行政運営3 | 副指標 | 変更      | 県税徴収率                                       | 第二次行動計画では、個人県民税を除く県税徴収率を指標としていましたが、県税の収入未済額の約8割を市町が徴収する個人県民税が占めており、県と市町が連携して徴収強化に取り組んでいることを測定できる指標として、個人県民税を含む県税徴収率を選定しました。       | 令和5年度において、徴収率の全国順位（平成30年度は19位）が全国5位を狙える水準となるよう目標設定を行いました。                           | 98.80%<br>(30年度)  | 99.05%   |
| 行政運営3 | 副指標 | 新規      | 新規歳入確保取組数（累計）                               | 三重県財政の健全化に向けて、多様な財源確保策を推進し、より一層の歳入確保を図る必要があることから選定しました。   | 令和元年度の新規歳入確保取組数の実績見込み値である年間15件を、令和5年度まで毎年度達成していくことをめざし、目標値を設定しました。                  | 15件               | 75件      |
| 行政運営4 | 主指標 | 新規      | 出納局が実施する事後検査件数（実施意図を考慮し、実施所あたり）             | 適正な会計事務を確保するために、出納局では、会計事務にかかる相談、検査及び各種研修を実施し、各所属の支援を行っています。出納局が実施する事後検査の指導件数および定期監査による意見数は、出納局の取組状況の結果をあらわす指標として適切であることから選定しました。 | 適正な会計事務を実現するため、さらに毎年度事務手続きの精度を上げていくことにより意見数を減らすことを目標とし、現状値の0.74を段階的に引き下げていくこととしました。 | 0.74              | 0.66     |

| 施策番号  | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                   | 選定理由  | 令和5年度<br>目標値設定理由   | 現状値<br>【令和元】      | 目標値<br>【令和5】 |
|-------|-----|---------|------------------------|---|--|-------------------|--------------|
| 行政運営4 | 副指標 | 継続      | 出納局が行う会計支援の有益度         | 出納局が行う研修等を通じて、不適切な事務処理の未然防止と会計事務職員の育成度をはかる必要があることから選定しました。  | 不適切な会計事務の防止を図るためには、有益な会計支援の実現が不可欠であるとの考えから、前回に引き続き95%を目標としました。                               | 92.6%             | 95.0%        |
| 行政運営4 | 副指標 | 新規      | 出納局が所管する電算システムの利用満足度   | 適正な会計事務を支える電算システムの安定稼働をはじめ、職員が円滑に操作ができる信頼性の高いシステムを提供するため、機能改善の実施や、操作研修、チェックリストの策定等を行っています。これらの取組結果をあらゆる指標として選定しました。                 | 職員が効率的に業務を処理するためには、電算システムに対する職員の利用満足度の向上が不可欠であることから、現状値の満足度80%を段階的に令和5年度に90%に引き上げていくこととしました。 | 80.0%             | 90.0%        |
| 行政運営5 | 主指標 | 新規      | 県からの情報が伝わっていると感じる県民の割合 | 県民の実感をアンケートにより直接把握することが適切であることから選定しました。   | 類似の調査を行っている他県の調査結果をふまえ、県民の皆さんの2人に1人が伝わっていると実感できるように令和5年度までに増加させることをめざして設定しました。               | —                 | 50.0%        |
| 行政運営5 | 副指標 | 新規      | 県が行っている広聴広報活動の実施件数     | 県が行っている広聴広報活動の全てをあらゆる指標であることから選定しました。   | 平成30年度の実施件数から、令和5年度に10%以上の広聴広報活動の拡充をめざすこととして設定しました。  | 5,944件<br>(30年度)  | 6,600件       |
| 行政運営5 | 副指標 | 継続      | 県広報プロモーションのファン数        | 県広報プロモーションの成果を的確に把握できる指標であることから選定しました。  | 他県のソーシャルメディアのフォロワー数をふまえ、約2,500人のファンを毎年度増やし、令和5年度までに55,000人まで増加させることをめざして設定しました。              | 43,490人<br>(30年度) | 55,000人      |
| 行政運営5 | 副指標 | 継続      | 公文書や個人情報等の開示・非開示判断の適正度 | 実施機関の条例に基づく開示・非開示判断の適正度は、公文書及び保有個人情報等の部分開示決定等の総数のうち、不服申立てに係る審査会の判断で、認容及び一部認容の件数の割合が小さいほど、制度が的確に運用されていることをより正確に検証できる指標であることから選定しました。 | 過去5年間の平均が0.53%であることから、引き続き職員研修等を通じて、条例の的確な運用を図ることで、毎年度継続して0.5%以下とすることをめざして設定しました。            | 0.25%<br>(30年度)   | 0.5%以下       |
| 行政運営6 | 主指標 | 新規      | スマート自治体の進展する職員の割合      | スマート自治体の推進により、職員の働き方の質が高まることをめざしていることから選定しました。  | スマート自治体推進の取組を実施・進展させることで、令和5年度には職員の半数以上がスマート自治体の進展を実感していることをめざし、目標値を60%に設定しました。              | —                 | 60.0%        |

| 施策番号  | 区分  | 新規・継続の別 | 目標項目                              | 選定理由   | 令和5年度目標値設定理由   | 現状値【令和元】          | 目標値【令和5】 |
|-------|-----|---------|-----------------------------------|--|--|-------------------|----------|
| 行政運営6 | 副指標 | 新規      | テレワーク（モバイルワークやサテライトオフィス等）を利用した所属数 | テレワークは、生産性や住民サービスの向上など、働き方改革の切り札として期待されており、スマート自治体に向けた新しい技術の活用に対する指標となることから選定しました。   | 令和2年度中に本格実施するモバイルワーク環境は500台での利用を上限としているため、令和5年度には最大500台の端末を想定し、167所属（1所属あたり3台）においてモバイルワークが利用されていることを目標として設定しました。 |                   | 167所属    |
| 行政運営6 | 副指標 | 継続      | 電子申請・届出システムによる申請件数                | ICTを活用した行政サービスの利用状況をあらゆる指標であることから選定しました。   | さらなる利用促進を図り、令和5年度には、平成27年度から平成30年度までの年間平均利用件数18,220件から20%増加することをめざし、22,000件を目標として設定しました。                         | 18,765件<br>(30年度) | 22,000件  |
| 行政運営7 | 主指標 | 新規      | 公共事業の適正化率                         | 公共事業の実施プロセスの公正性・透明性と、事業が適正に行われていることを県民へ示すことから選定しました。   | 公共事業は、実施プロセスの公正性・透明性を確保するとともに、事業を適正に実施することが必要不可欠であることから、目標値を100%としました。   | 100%              | 100%     |
| 行政運営7 | 副指標 | 新規      | 公共事業の平準化率                         | 担い手三法の改正により、働き方改革の推進や生産性の向上が求められています。工事量の偏りを解消し、年間をとおした工事量が安定することで、長時間労働の是正や現場の処遇改善、生産性の向上に寄与するものと考えており、公共事業の施工時期の平準化が必要であることから選定しました。 | 働き方改革の推進や生産性の向上を図るためには、施工時期の平準化が必要であることから、現状値（75%）を上回る目標値（80%）を目標として設定しました。                                      | 75.0%<br>(30年度)   | 80.0%    |
| 行政運営7 | 副指標 | 新規      | 入札参加者の地域・社会貢献度                    | 地域・社会に貢献できる建設企業を育成することは、公共事業への信頼感の向上につながることを選定しました。  | 入札参加者の地域貢献度・社会貢献度の向上を目的に、近年の状況をふまえて、各年度1%ずつ向上していくよう目標値を設定しました。   | 84.0%             | 88.0%    |

## II 行政委員会 ～民主的かつ公正中立な行政運営～

| 施策番号   | 目標項目                  | 選定理由  | 平成31年度<br>目標値設定理由  | 現状値<br>【令和元】    | 目標値<br>【令和5】 |
|--------|-----------------------|---|--|-----------------|--------------|
| 行政委員会1 | 全県を対象とする選挙の投票率        | 投票率は選挙の情勢等によって大きく変動し、投票率のみによって選挙の公明性や適正性を評価することは難しいですが、最も重要な指標の一つであることから選定しました。 | 過去5年間の平均投票率を現状値とし、投票率の長期的な低落傾向の中で、現状値以上を維持することを目標として設定しました。              | 52.0%           | 52.0%        |
| 行政委員会2 | 勤務条件に関する職員の満足度        | 勤務条件に関する職員の満足度を意識した勤務条件の整備に関する取組が、適正な勤務条件の確保につながると考えたことから選定しました。                | 職員を取り巻く環境が厳しくなる中、現状の満足度の水準を計画期間中維持していくことをめざして目標値を設定しました。                 | 64.7%<br>(30年度) | 66.0%        |
| 行政委員会3 | 定期監査実施率               | 県の財務事務や事業の適正な執行に向け、監査の実施率が重要であることから選定しました。                                      | 県の財務事務や事業が適正に執行されるためには、毎年度全所属の監査を実施する必要があることから設定しました。                    | 100%            | 100%         |
| 行政委員会4 | 不当労働行為事件の平均処理日数の目標達成率 | 不当労働行為事件は紛争解決のため、審査を迅速に行い、的確に処理することが望ましいことから選定しました。                             | 全ての事件を1年6か月以内に終結させることを目指すこととして目標値を設定しました。                                | 100%<br>(30年度)  | 100%         |
|        | 労働争議調整事件の円満解決率        | 労使間の紛争は、当事者のみならず社会経済にも影響を及ぼすことがあり、円満解決することが望ましいことから選定しました。                      | 過去の円満解決率の実績をふまえ、それを上回ることをめざすべきであることから設定しました。                             | 20.0%<br>(30年度) | 70.0%        |
| 行政委員会5 | 6か月以内終結率              | 審理の促進をはかり、裁決が遅延することのないよう努めることから選定しました。  | 全ての事件を6か月以内に終結させることをめざすこととして目標値を設定しました。                                  | 100%<br>(30年度)  | 100%         |
| 行政委員会6 | 操業協定の締結数              | 漁場利用に係る紛争の調整及び県内の漁業者が他県の漁場を利用できる操業協定の締結等により県内漁業者の安全操業の確保に取り組むことから選定しました。        | 漁場利用に係る紛争の調整及び県内の漁業者が他県の漁場を利用できる操業協定の締結等により県内漁業者の安全操業の確保に取り組むことから設定しました。 | 2件              | 2件           |
| 行政委員会7 | 目標増殖量の達成率             | 免許された漁業権に係る目標増殖量を定め、その達成について取り組むことから選定しました。                                     | 免許された漁業権に係る目標増殖量を定め、その達成について取り組むことから設定しました。                              | 96.0%           | 100%         |

みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）

《最終案》

【別冊資料編 数値目標一覧】

令和元（2019）11月

三重戦略企画部企画課

〒514-8570 津市広明町13番地

Tel：059-224-2025

Fax：059-224-2069

E-mail：kikakuk@pref.mie.lg.jp

URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>